

開会の日時、場所

平成27年3月12日（木曜日）
午前10時3分開会
第1委員会室

出席委員

委員長 上原 章君
副委員長 砂川 利勝君
委員 座喜味 一幸君 新垣 哲司君
仲村 未央さん 崎山 嗣幸君
玉城 満君 瑞慶覧 功君
玉城 ノブ子さん 儀間 光秀君
具志堅 徹君 喜納 昌春君

説明のため出席した者の職、氏名

農林水産部長 山城 毅君
農林水産総務課長 長嶺 豊君
農林水産総務課研究企画監 生沢 均君
流通・加工推進課長 宜野座 葵君
営農支援課長 新里 良章君
園芸振興課長 松尾 安人君
糖業農産課長 西村 真君
畜産課長 長崎 祐二君
村づくり計画課長 仲村 剛君
農地農村整備課長 植田 修君
森林管理課長 金城 克明君
水産課長 新里 勝也君
漁港漁場課長 安里 和政君
中央卸売市場長 崎山 洋次君
労働委員会参事監兼事務局長 真栄城 香代子さん

本日の委員会に付した事件

- 1 甲第1号議案 平成27年度沖縄県一般会計予算（農林水産部及び労働委員会所管分）
- 2 甲第2号議案 平成27年度沖縄県農業改良資金特別会計予算
- 3 甲第9号議案 平成27年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算
- 4 甲第10号議案 平成27年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算
- 5 甲第11号議案 平成27年度沖縄県林業改善資

金特別会計予算

○上原章委員長 ただいまから経済労働委員会を開会いたします。

本委員会の所管事務に係る予算事項の調査についてに係る甲第1号議案、甲第2号議案及び甲第9号議案から甲第11号議案までの予算議案5件の調査を一括して議題といたします。

本日の説明員として、農林水産部長及び労働委員会事務局長の出席を求めています。

まず初めに、農林水産部長から予算の概要説明を求め、労働委員会事務局長の説明は省略いたします。

それでは、農林水産部長から農林水産部関係予算の概要説明を求めます。

山城毅農林水産部長。

○山城毅農林水産部長 それでは、平成27年度農林水産部関係予算の概要につきまして、お手元にお配りしてございます平成27年度当初予算説明資料（農林水産部）に基づき説明させていただきます。

それでは、1ページをお開きください。

沖縄県全体の平成27年度一般会計歳出予算額における部局別の歳出予算額です。

表の最下段の合計の金額になりますが、沖縄県全体の平成27年度一般会計歳出予算額7464億9700万円のうち、農林水産部所管分は、8行目の金額になりますが、587億9884万5000円となっております。

前年度の農林水産部の予算額636億9824万4000円と比較しますと48億9939万9000円、率で7.7%の減となっております。

また、一般会計歳出予算の部局別構成比でありませんが、沖縄県全体の平成27年度一般会計歳出予算額に占める農林水産部の割合は、7.9%となっております。

次に、一般会計歳入予算の概要について御説明いたします。

2ページをお開きください。

平成27年度一般会計における農林水産部関係の歳入予算額は、表の最下段の合計の金額になりますが、432億4992万5000円となっており、前年度当初予算額476億3806万円と比較しますと43億8813万5000円、率で9.2%の減となっております。

それでは、その内容について（款）ごとに御説明いたします。

8行目になりますが、8、分担金及び負担金7億5345万2000円は、土地改良法に基づく水利施設整備事業等に係る受益者の分担金及び市町村の負担金等であります。

その下の9、使用料及び手数料9654万2000円は、沖縄県立農業大学校授業料、漁港区域使用料及び漁港施設用地目的外使用料等であります。

その下の10、国庫支出金366億4733万3000円は、災害復旧に要する国庫負担金、沖縄振興特別推進交付金等の国庫補助金及び委託試験研究費に係る委託金等であります。

その下の11、財産収入3億7244万円は、沖縄県営林野の土地貸付料及び試験研究機関等で生産された農林生産物の売り払い代等であります。

次に、2行下の13、繰入金4億1899万4000円は、沿岸漁業改善資金の貸付原資に係る国への元金返済に伴う一般会計への繰入金等及び農業構造改革支援基金に係る基金繰入金等であります。

次に、2行下の15、諸収入17億116万4000円は、中央卸売市場販売促進貸付金に係る元利収入、試験研究機関の受託試験研究費及び青年就農給付金事業等であります。

その下の16、県債32億6000万円は、公共事業等及び災害復旧に充当する県債であります。

以上が、農林水産部関係の一般会計歳入予算の概要であります。

次に、一般会計歳出予算の内容について（款）ごとに御説明いたします。

3ページをお開きください。

6行目になりますが、（款）農林水産業費は570億619万5000円となっており、前年度予算額616億6853万4000円と比較しますと46億6233万9000円、率で7.6%の減となっております。

主な事業としては、沖縄県産農林水産物を沖縄県外向けに出荷する場合の輸送費に対して補助を行う農林水産物流通条件不利性解消事業、含みつ糖製造コスト及び近代的な製糖施設整備等に対する支援を行う含みつ糖振興対策事業費、貯水池及び用排水路の整備等を行う水利施設整備事業、及びきめ細かな土地基盤の整備を行う農山漁村活性化対策整備事業等であります。

11行目になりますが、（款）災害復旧費は17億9265万円となっており、前年度予算額20億2971万円と比較しますと2億3706万円、率で11.7%の減となって

おります。

主な事業としては、農地農業用施設災害復旧費、林道施設災害復旧費、漁業用施設災害復旧費等であります。

以上が、一般会計歳入歳出予算の概要であります。

次に、平成27年度農林水産部所管の特別会計歳入歳出予算について御説明いたします。

4ページをお開きください。

農業改良資金特別会計の歳入歳出予算額は5898万8000円となっており、前年度予算額1億772万9000円と比較しますと4874万1000円、率で45.2%の減となっております。

減となった主な理由は、就農支援資金の貸付業務終了に伴う予算の減によるものであります。

5ページをお開きください。

沿岸漁業改善資金特別会計の歳入歳出予算額は2億4249万3000円となっており、前年度予算額1億5316万円と比較しますと8933万3000円、率で58.3%の増となっております。

増となった主な理由は、沿岸漁業改善資金の国への償還金及び県への一般会計への繰出金の増によるものであります。

6ページをお開きください。

中央卸売市場事業特別会計の歳入歳出予算額は4億6895万6000円となっており、前年度予算額10億2732万5000円と比較しますと5億5836万9000円、率で54.4%の減となっております。

減となった主な理由は、冷蔵配送施設の整備終了に伴う減によるものであります。

7ページをお開きください。

林業改善資金特別会計の歳入歳出予算額は1584万9000円で、前年度並みとなっております。

以上、農林水産部関係の一般会計及び特別会計の予算の概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○上原章委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。本日の質疑につきましては、予算議案の審査等に関する基本的事項について（平成27年2月12日議会運営委員会決定）に従って行うことにいたします。

なお、委員長の質疑の持ち時間については、予算特別委員会の運営に準じて譲渡しないことにいたします。

質疑及び答弁に当たっては、その都度委員長の許可を得てから、重複することがないように簡潔に発

言するよう御協力をお願いいたします。

また、質疑に際しては、あらかじめ引用する予算資料の名称、ページ及び事業名等を告げた上で質疑を行うよう御協力をお願いいたします。

予算特別委員長から調査を依頼された事項は、沖縄県議会委員会条例第2条に定める所管事務に関する予算事項でありますので、十分御留意願います。

なお、答弁に当たっては、総括的、政策的な質疑に対しては部局長が行い、それ以外はできるだけ担当課長等の補助答弁者が行うこととしたいと存じますので、委員及び執行部の皆さんの御協力をお願いいたします。

さらに、課長等補助答弁者が答弁を行う際は、あらかじめ職、氏名を教えてください。

それでは、これより直ちに質疑を行います。

砂川利勝委員。

○砂川利勝委員 それでは、日台漁業協定の交渉の状況について説明をしていただきたいと思います。

○山城毅農林水産部長 去る3月4日から7日にかけて、東京都で開催された日台漁業委員会の会合等において、沖縄県及び漁業関係者なども参加しまして、日台双方の政府関係者が操業ルールについて協議し、沖縄側漁業者の意向を組み入れた内容に見直しが行われたものであります。沖縄漁船にとっては、台湾漁船とのトラブルに遭うリスクが減り、安心して操業できる機会が増すものと考えております。沖縄県としましては、本県漁業者の安全・安心の操業が確保されるよう漁業関係団体と連携し、引き続き国に対して求めていきたいと考えております。

○砂川利勝委員 沖縄県側の意向が認められたというのは、どういう点ですか。

○山城毅農林水産部長 八重山北方三角水域において、日台の漁船が昼夜で交代して漁をする水域が拡大されたということが一つございます。それから、特別協力水域において、台湾漁船が縄入れしない水域を設けることが合意されたということがございます。それから、8月から翌年3月までの間、はえ縄漁船は、投縄する前に、小型漁船の操業を確認した場合等は適切な船間距離を確保しまして、小型漁船の操業に支障が出ないよう配慮する旨、全水域での安全操業への配慮規定が明文化されたということがございます。さらなる今後の交渉につながるものと考えております。

○砂川利勝委員 ということは、明確なルールが決定されたという捉え方でいいのですか。

○山城毅農林水産部長 今回の中で、久米島西と八

重山北方三角水域、全域あろうかと思うのですが、久米島西の三角水域では従来どおり横に切って、上は沖縄県側で、日本側で操業を中心的にやる、下側は台湾側でやる。昨年と同じですが、その左側で台湾側が一下ですね。下の東側で台湾側が縄入れしない水域を若干設けるところが出てきました。そこは縄入れですから、集魚灯は入ることができますので、そういう意味では一つメリットができたということはお互いの条件の中であったのではないかと。それから、クロマグロの操業は4月から7月ですが、8月から翌年3月までの間の取り決めはこれまでなかったのですが、そこにおいては、やはり沖縄県側は小型漁船の操業でありますので、台湾側が沖縄県の漁船を確認した場合は適切な船間距離を確保する。これは4海里を主張していますから、それは配慮してそういう操業をすることが規定の中で盛り込まれたということでは、安全操業ができると思っております。

○砂川利勝委員 デメリットもあるのですか。

○山城毅農林水産部長 今回の交渉の中では、我々としてはデメリットというものはないのではないかと今は感じております。

○砂川利勝委員 ということは、沖縄県側としては満足のいく交渉であったという捉え方でいいのですかね。

○山城毅農林水産部長 一番最初に求めているのは、全域の4海里のことを我々は申し入れたわけでございますから、それからすると満足というわけではなく、ただ、三角水域のところ、従来狭いところが1つ拡張できた。それと、その下に小さい枠ではあるのですが、三角の下に確保できたということは、今後、交渉の中でそれをつないでいける、拡張できるという下地をつくった。久米島西は、下のほうに向こうが操業しない枠が確保できたという意味では、ある程度の成果というか、頑張ってくれたとは思っております。

○砂川利勝委員 ことしがそういう足がかりの年になったということであれば、次年度以降ももっと、こちらに有利になるような交渉をしてもらいたいと思えます。

次に移ります。沖縄漁業基金です。この活用状況はどうなっているのか説明してください。

○新里勝也水産課長 沖縄漁業基金につきましては、事業実施主体が公益財団法人沖縄県漁業振興基金という法人で実施しております。実施状況としましては、今年3月4日までに36漁業協同組合等に対し計

画承認が行われて、実施しているところがございます。事業は5つのメニューがございますが、一つ一つ説明させていただきますと、外国漁船操業等調査・監視事業が一番大きい事業でございますが、これが10億9300万円の執行となっております。次に、民間漁業者交流支援事業は台湾との交流等を行う事業ですが、これが1600万円。次に、漁業共済掛金助成事業が2100万円。そして、漁業経営安定対策事業は利子補給等を行う事業ですが、これが400万円。そして、沖縄産水産物流通促進事業は水産物の流通の円滑化を図るものですが、これが3900万円。合計で11億7300万円となっております。これらの事業により、日台取り決めの影響を受ける漁業者等の経営安定に寄与しているものと考えております。

○砂川利勝委員 このうち、実際の八重山漁業協同組合、与那国漁業協同組合、それと久米島漁業協同組合を含めて、尖閣諸島に絡んでいる地域の漁業協同組合がどれぐらいの予算を消化しているのか、お示してください。

○新里勝也水産課長 外国漁船操業等調査・監視事業でいいますと、八重山漁業協同組合が1億4500万円程度でございます。そして与那国漁業協同組合が2700万円、久米島漁業協同組合が9200万円程度の執行となっております。

○砂川利勝委員 この全体の11億円の中で、その3つの地域は何%ですか。

○新里勝也水産課長 ざっくりですが、この3つで2億円程度の金額となっておりますので、約2割弱というようなシェアになるかと思います。

○砂川利勝委員 そもそもこの基金というものは、やはり尖閣諸島の漁場に操業に行く方々に対しての支援が主だったと思うのです。それ以外の地域でどのような使われ方がされていますか。

○新里勝也水産課長 それ以外の地域、先島でも宮古、池間、伊良部の3漁業協同組合がございますが、こちらも合計でほぼ1億円程度の執行となっております。あと、沖縄本島も西海岸のほうで多いのが、例えば浦添宜野湾漁業協同組合も久米島西側の水域を利用しておりますので、ここも7000万円程度、あと糸満漁業協同組合も1億1800万円。久米島西水域を使っている漁業協同組合の執行率は相当の金額になっていると認識しております。

○砂川利勝委員 では、その漁業水域に行かない漁業協同組合にも補填されているのですか。

○新里勝也水産課長 基本的に当該水域に行っている漁業者が対象となっておりますので、例えば東海

岸でも与那原・西原町漁業協同組合というところがございますけれども、久米島西に行っている漁業協同組合でして、ここも7800万円程度の執行となっております。

○砂川利勝委員 それでは、沖縄漁業基金の中で縄が切られたとか、実際の被害はどうでしたか。

○新里勝也水産課長 平成26年にも漁具の関係のトラブルがございました。5件ございまして、まず、4月に八重山漁業協同組合のマグロはえ縄への台湾漁具の絡みがありました。そして、6月には与那国漁業協同組合の浮き魚礁に漁具が絡んだ件、同じく6月には2件ございまして、八重山漁業協同組合のマグロはえ縄漁具への台湾漁具の絡み、そして、同じく八重山漁業協同組合のソデイカの漁具の切断、そして、もう1件が八重山漁業協同組合の一本釣り漁業者がやっているサメ駆除の漁具に、台湾の漁具が絡んだというようなトラブルが報告されております。

○砂川利勝委員 その被害額は幾らですか。

○新里勝也水産課長 被害額は、済みません、把握できておりません。大小あると聞いていまして、物によっては軽微ということで被害額の報告がなかったりとかいうことで、トータルの被害額は、済みません、把握できておりません。

○砂川利勝委員 そういう調査をするのが当たり前の話ではないですか。その額もわからないということ自体どうですか。

○新里勝也水産課長 この5件に関しては沖縄漁業基金が使われていなくて、漁業協同組合あるいは漁業者独自で対応したということで、当該法人には金額の報告が上がってきていないと聞いております。その辺については、やはり沖縄漁業基金の活用という意味からきちんとやるように、報告を受けて活用するよということ、今、沖縄県漁業振興基金とは調整しているところがございます。

○砂川利勝委員 だから、そもそもそういう事態が想定されるから、こういう基金ができたのでしょうか。それが金額もわかりません、軽微なものだったのか、大きかったのか、わからないという状況を把握していくのが沖縄県の当然の務めではないですか。大変軽率な行動だと思うし、沖縄漁業基金に対する認識不足ではないのか。強く指摘したいと思います。

次に移ります。鮮度保持技術と戦略出荷によるブランド確立事業について説明してください。

○宜野座葵流通・加工推進課長 まず、事業の概要について説明いたします。沖縄県産農林水産物の沖

縄県外出荷に向けた課題としまして、出荷量や出荷時期は台風や日照不足など気象の影響を受けやすく、市場価格の変動が大きい、離島では輸送手段が限られ、出荷時期が集中すると滞貨が発生しやすい、また、鮮度保持のため航空輸送を活用することで輸送コストが高いなどが挙げられております。これらの課題を解決するために、凍結による細胞破壊を抑制する冷凍技術や、蒸散やエチレングスの発生を抑制する包装資材を活用しまして、鮮度保持技術の検証を行うこととしております。また、鮮度保持技術を活用した生産現場から販売現場までの低コスト輸送試験と販売プロモーションの実施、気象条件等を反映した精度の高い出荷予測システムの開発、さらには鮮度保持技術等の検討会議の開催などを実施し、戦略的な出荷体制の構築と市場から信頼されるブランド産地の形成を図るものであります。

○砂川利勝委員 これは具体的にどういうものですか。

○宜野座葵流通・加工推進課長 具体的な検証方法を申しますと、例えば凍結により品質が低下しやすいマンゴーとかパイナップル、細胞が傷むということで、品質保持が期待されるCAS冷凍やプロトン凍結とか、凍眠などという冷凍技術がございまして、それらは凍結する際に氷の結晶を小さく凍結できるということで、細胞の崩れが出づらく鮮度が保たれるということと、野菜や果樹のしおれや軟化の原因となる蒸散や、エチレングスの発生を抑制する段ボール「センドエース」という包装資材がありますので、そういった資材を想定しているところでありまして、これらの技術は処理方法や処理能力、ランニングコストなどがそれぞれ異なりますことから、これらの機器、資材を用いて、沖縄県産農林水産物に適した技術を検討することとしております。

○砂川利勝委員 水産には使われないのですか。

○宜野座葵流通・加工推進課長 水産も現在、検討しているところであります。

○砂川利勝委員 御存じのように、与那国町は飛行機にカジキが積めないのです。そういう中で、私たち自民党としても株式会社ナノクスの調査に行ったのですが、ぜひともそういう離島のハンディーのあるところで実証実験をやってください。

○宜野座葵流通・加工推進課長 それについても検討してまいりたいと思います。

○砂川利勝委員 次に移ります。与那国製糖工場建設について。

○西村真糖業農産課長 与那国町の含みつ糖製糖施

設につきましては、約50年が経過して老朽化しているということで、平成26年度予算で新工場建設を進めているところでございます。当該工場の建設につきましては、資材の高騰等がございまして、事業計画の見直し等に不測の時間を要したということで、平成27年度へ繰り越しを行っております。この手続につきましては、平成26年第6回沖縄県議会で議決をいただいております。完了の見込みは平成27年12月を見込んでございまして、平成27年産の操業から使用する予定で進めているところでございます。

○砂川利勝委員 八重山、波照間、それと西表、どちらも問題が発生しましたね。一つは混入したものが波照間。西表はいまだ完成していない。3月15日に落成式をしますよというお話は聞いているのですが、そもそもそういうおくれること自体が、農家は、特に西表は5月ぐらいまでかかるのではないかと言われています。この暑い中でサトウキビを倒すのは大変な仕事だと思うのですが、これはしっかりと町村との連携をやらなかった結果だと思うのです。沖縄県のこれまでのかかわり方はどうですか。

○西村真糖業農産課長 西表の工場につきましては、建築工事の入札で1回目も昨年、平成26年の3月31日に行ったわけですが、これが不調となりました。2回目の5月8日の入札で落札したわけですが、この辺の要因といたしましては、資材の高騰等が考えられます。この辺につきましても、事前にそういうことも考えられましたので、予定価格の変更等、役場と調整をしながら、沖縄県も一緒に相談しながらやってきたところでございますが、その後、鉄骨の資材等も一かなり今、建築関係、土木関係の工事が多いということで、予定よりも少しおくれまして、結果としてこのようになったということでございます。

○砂川利勝委員 基本的に農家は、遅くなればなるほど減収ですよ。農家が迷惑をしているということは事実ですよ。そういう中で、波照間の教訓もそういうものがあって、やはり私は西表がこれだけおくれること自体が本当におかしいと思うわけ。そして、そこは多分、補助金の繰り越しとか、いろいろな諸問題も発生しましたね。そういう中で、本当に沖縄県も一緒になってやっていく、農家の生産所得を上げるためにつくるのであって、足を引っ張るようなことでは私はだめだと思うのですよ。与那国でもこのようなことは12月ともう明言しましたので、私はおくれることは許されないと考えています。その点も踏まえて、しっかりと対応していただきたい

と思います。頑張ってください。

次に移ります。竹富町の水利施設について。

○仲村剛村づくり計画課長 竹富町における農業水源につきましては、要整備面積が1997ヘクタール、それに対しまして、現在495ヘクタールが採択済みの面積となっております。計画的にかつ効率的に農業用水の水源の整備を推進するために、水需給計画の策定が不可欠でございますので、このため、竹富町において本年度、波照間島の水需給計画を策定したところであります。沖縄県としましては、平成27年度の予算におきまして、竹富町のほかの離島も含めた沖縄県内全域で農業用水の水需給計画を策定することとしておりまして、引き続き関係機関と連携しながら、竹富町における農業用水源等の整備を推進していきたいと考えております。

○砂川利勝委員 水問題は農家の所得に大変影響しますので、ぜひしっかりとした計画を立てていただきたいと思います。

それでは、辺野古に係る予算についてまず答弁してください。

○新里勝也水産課長 辺野古の予算ということでございますが、沖縄防衛局の岩礁破碎等の許可に関して、コンクリート製構造物の設置が許可区域外において行われ、許可を得ずに岩礁破碎がなされた蓋然性が高いと思料されることを踏まえまして、現在このような漁業関係法令に関する指導や取り締まりに関する業務ということで、沖縄県の義務的経費として漁業取締監督費という予算を措置してございます。この予算を使って現在、調査等に対応しているところでございます。

○砂川利勝委員 それは幾らですか。

○新里勝也水産課長 先日1日調査しておりますが、当該調査に係る経費は、平成26年度の既存の予算の中から162万円程度を契約して、今、調査を実施しているところでございます。

○砂川利勝委員 平成27年度はどうなるのですか。

○新里勝也水産課長 平成27年度につきましては、現時点で辺野古でその調査をやるということ想定してということではなくて、漁業取締監督費全体として、先ほど申し上げました漁業関係法令に対する指導等の業務ということで、漁業取締監督費に2億円余の予算を計上しているところでございます。

○砂川利勝委員 平成26年度の漁業取締監督費は幾らですか。

○新里勝也水産課長 平成26年度の漁業取締監督費の予算額は、9549万円となっております。

○砂川利勝委員 漁業取締監督費の本来の目的は何ですか。

○新里勝也水産課長 この事業の目的でございますが、漁業法や沖縄県漁業調整規則等に基づき、漁業取締船「はやて」を中心とした漁業取り締まり監督業務を行い、漁業秩序を維持し、水産資源の保護培養とその持続的利用を図るという目的で、無線通信を用いた漁業指導監督業務や気象、海象、米軍や自衛隊の訓練等情報を沖合で操業する漁業者へ提供し、緊急時の通信連絡手段を活用し、漁業者の生命、財産の安全を図る等の業務を行う事業でございます。

○砂川利勝委員 それと、これと、どういうつながりがあるのですか。

○新里勝也水産課長 今回の辺野古の案件につきましては、沖縄県漁業調整規則に基づいて許可を出している工事でございますが、その沖縄県漁業調整規則に抵触するおそれがあるということを思料して、調査を行っているものでございます。

○砂川利勝委員 では、これは那覇空港第2滑走路もそういうことをやっているのですか。

○新里勝也水産課長 那覇空港の工事を現時点でそのように調査していることはございませんが、そのようなものがあれば、その業務の中で調査は行われるような位置づけになろうかと考えております。

○砂川利勝委員 同じサンゴ礁ですよ、これ。何を言っているのですか。同じサンゴ礁でしょう。では、那覇空港第2滑走路の工事のところにはサンゴ礁はないのですか。

○新里勝也水産課長 那覇空港と辺野古の違いと申しますのは、那覇空港は今、岩礁破碎の許可をしまして、その許可の中で工事がやられているものと認識しております。辺野古の案件につきましては、許可区域外で岩礁破碎が行われている蓋然性が高いということで、調査を行っているものでございます。

○砂川利勝委員 それでは、サンゴと岩礁の違いを説明してください。

○新里勝也水産課長 サンゴというものは動物、生きているものです。岩礁というものは、漁業制度例規集に定義がございまして、岩礁とは、海域における地殻の隆起形態であると記載されております。

○砂川利勝委員 ではお聞きしますが、今回、トンブロックを岩礁の上に置いたという報道がなされています。それについてはどういう見解を持っていますか。

○新里勝也水産課長 辺野古の、先日調査を行ったところの状況は、現在、その調査結果を精査してい

るところでございますので、詳細に述べるのは、済みません、控えさせていただきたいと思えます。

○砂川利勝委員 予算特別委員会ですよ、あなた。予算特別委員会でこういう質疑をして、なぜ答えられないのですか。調査結果は出ているのでしょうか。答弁してください。

○新里勝也水産課長 2月26日に行った調査の概要でございますが、調査につきましては、臨時制限水域の縁辺部に設置されておりますコンクリート製構造物を調査しております。調査の方法としましては、16カ所設置されておりますコンクリート製構造物を、最初に水面からマンタ法という方法でダイバーを引っ張って、外観的に調査を行っております。その中から8カ所を選びまして、そこにダイバーを入れて、その設置状況等の写真撮影を行っているような調査でございます。その結果については、写真等をプリントアウトして現在、その状況等をチェックしているところでございます。

○砂川利勝委員 いつまでにその調査結果は出るのですか。

○新里勝也水産課長 現在1日調査したところでございますが、調査が継続中であるということと、今後、沖縄防衛局から提出いただいた資料もあわせて精査して、取りまとめていくという予定にしております。

○砂川利勝委員 だから、いつまでの期限なのか聞いているのですよ。

○新里勝也水産課長 今回、平成26年度予算ということで、契約上3月いっぱいの工期をとってございます。その中で努めて調査をまとめていけるようにしたいと考えております。

○砂川利勝委員 工事の中で何%以内は、例えばそういう破碎をしてもいいというのがありますか。

○新里勝也水産課長 特に何%ということは定めてございませんが、その現場の状況に応じて判断することになろうかと考えております。

○砂川利勝委員 基準がないのに、では、岩礁破碎と言えるのですか。

○新里勝也水産課長 例えば岩礁等、何%の面積が影響を受けているということがポイントになろうかと思えますが、それが周辺の水産資源、水産動植物にどの程度の影響を与えるかどうかというところで判断されるものと考えております。

○砂川利勝委員 いろいろ聞いていると、サンゴはそんなに1つではないとか、いろいろ言われているみたいですが、実際のところ、農林水産部とし

て本当に岩礁破碎なのか、サンゴを破碎したのか、どちらだと認識していますか。

○新里勝也水産課長 まだ調査途中でございますので、今の時点で岩礁の破碎である、なしという判断は難しいと考えております。

○砂川利勝委員 大変苦しい答弁ですよ。でも、報道では岩礁、岩礁と言っているのに、沖縄県議会でもそういう捉え方をされているのに、まだわからないという状況、大変ではないですか。このようでは予算を執行している知事から聞かなければいけないと思えますので、要調査事項でお願いしたいと思います。

○上原章委員長 ただいまの質疑につきましては、要調査事項として取り扱ってほしいということですので、明3月13日の委員会においてその取り扱いについて協議いたします。

砂川利勝委員。

○砂川利勝委員 未来のマリンパワー確保・育成一貫支援事業について説明してください。

○新里勝也水産課長 未来のマリンパワー確保・育成一貫支援事業という事業を平成27年度予算に計上させてもらっているところでございます。平成25年の本県の漁業就業者は3732名で、平成20年と比較すると197名の減少となっており、就業者の確保は重要な課題と認識しております。このため、沖縄県におきましては、平成27年度に新規で当該事業を実施するための経費としまして、2882万7000円の予算計上をしております。

○砂川利勝委員 事業内容、どういう支援をしていくのか説明してください。

○新里勝也水産課長 事業の概要でございますが、まず、小・中学生を対象とする加工実習などの水産教室の実施、次に、高校生を対象とする漁業体験実習の実施、そして、これが目玉ですが、新規漁業就業者を対象とする最大150万円の漁具等の経費の支援などとなっております。当該事業で後継者の確保に努めてまいりたいと考えております。

○砂川利勝委員 これは農業の担い手育成みたいな形で捉えていいですか。

○新里勝也水産課長 農業も同様の事業が実施されていると認識しておりまして、それを参考に水産業についても力を入れていこうということで、予算計上させていただいているところでございます。

○砂川利勝委員 魅力ある産業として定着していくためには、やはり手厚い支援をやらないと、今の若い人に定着するかというと大変問題があると思うの

です。足りないから外国からの労働者を入れたりとか、八重山漁業協同組合でもやっているみたいですが、ぜひとも魅力ある水産業としてこれからやっていくためには、この制度でしっかりと支援をしていただきたいと思いますので、頑張ってください。

○上原委員長 座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 まず、沖縄のハブ貨物空港を活用した取り組みが大分進んでいます。他府県では、沖縄県のハブ貨物空港からアジアへの輸出に向けた取り組みがありますが、その実態について教えてください。

○宜野座葵流通・加工推進課長 他府県の事例としましては、静岡県が株式会社沖縄県物産公社に職員を1年出向させながら、アジア向けのコンテナに静岡県産品を混載させているという事例があるとともに、せんだって新聞でも報道がありましたように、三重県においても現在、検討しているような状況がございます。

○座喜味一幸委員 九州の事例を把握していますか。

○宜野座葵流通・加工推進課長 九州については現在、ANAの国際航空貨物ハブを活用したという事例は確認していませんが、福岡県の事例としては、福岡県総合計画におきまして、平成28年度までに輸出目標を20億円と設定し、福岡県農林水産物の輸出拡大に取り組んでいくと聞いております。

○座喜味一幸委員 熊本県、鹿児島県等々でANA、ヤマト運輸株式会社、地元銀行、県等を含んだ県外、アジア向けの輸出協定等を結んでおります。九州ではほとんどの県で取り組みが進んでおります。知事が所信表明で言っていた流通プラットフォームの構築に取り組むとあるのだが、今、我々地元から農畜産加工品を含めた特産品が他府県に比べて本当に動いているのか、動いていないのか。前回からずっとこれはやっているのですが、知事からは商工労働部等を含めた連携をしていくという答弁はいつももらっているが、どこまで進んだのか見えない。この辺はしっかり取り組んでもらいたいと思いますが、農林水産部長、どうでしょうか。

○山城毅農林水産部長 商工労働部で国際貨物ハブということで、コンテナを借り上げしながら、今、アジア、香港を含め台湾等に出しております。シンガポールも目標にしながら、我々も連携しながらやっているところございまして、そのコンテナをうまく活用しながら、我々のところはJA等、あるいは株式会社沖縄県物産公社、沖縄県漁業協同組合連合会と連携しながら、こちらから幾ら海外に展開でき

るかということですので。まず、量の問題がありますのでその問題と、どういうものが香港市場、あるいは台湾、シンガポール市場でよく売れるのかというマーケティング調査をやっているところございまして、一つの成果として、我々がまず一番最初に取り組んだのはアグー—豚について香港に貯蔵庫を設置して、安定的に供給できる仕組みを今つくってございまして、それについてはアグーを含めて、一般豚も含めて安定して量がふえてきていると。あわせて、牛肉については本部牛を積極的に出して、効果が出てきていると思っております。そういう意味では今後、大量にとれるモズクのようなもの、あるいは芋であればペースト状、生でやるのはなかなか問題があって制限がありますので、今、生で送っているのは小ぶりのもの。香港では小ぶりのものが消費されていますので、そこについては品質のいいものでないと、他産地との競合もありますので、そういう意味では久米島町のものを優先的に送りながら、どういうものがターゲットになるかを見定めながら取り組んでいるところでありまして、それについてまた商工労働部とも連携しながら、しっかりやっていきたいと考えております。

○座喜味一幸委員 沖縄県のハブ貨物空港は本気で取り組まないと、大変大事なチャンスなので、しっかり取り組んでもらいたいと思います。

農林水産部予算が大幅に削減されている。特にハードを含めて削減されているが、実態について、これからどうしようとしているのか、なぜ予算がそこまで削減されるのかを含めてお願いします。

○植田修農地農村整備課長 それでは、農林水産部の予算の中で、農業農村整備事業費の減額が大きい部分もございまして、その点から御説明させていただきます。平成27年度の農業農村整備関係予算でございますが、対前年度比85.1%の228億6800万円となっております。国営事業を含めました沖縄県予算でも、対前年度比90.1%の296億1000万円となっております。御質疑の減額となりました主な理由でございますが、平成27年度の沖縄振興予算が減額となる中で、国営事業と関連事業では対前年度比約105%という形で前年度以上の予算が確保できたわけですが、今回、沖縄振興予算の中でも特に沖縄振興公共投資交付金、いわゆるハード交付金の部分で執行率の低さを理由に減額されておまして、沖縄県予算では対前年度比73.9%となったことが大きな減額の要因という形でございます。

○座喜味一幸委員 このハード交付金の改善という

ものは何をすれば……。今後の、来年度の予算要求も含めてハード交付金の繰り越し、不用というものが結局査定に響いているのです。現場では相当の事業量があるのに、執行率が悪いせいで、このような数字になるということは何が原因ですか。

○植田修農地農村整備課長 繰り越しにつきましては、昨年度、今年度、全体予算の3割前後の繰り越しをさせていただいています。これには、平成24年度、平成25年度は大きな意味で国の補正がございまして、その部分を繰り越している等もございまして。ただ、この補正以外に用地の取得ができなかったり、設計の内容調整等で地元と調整させていただく過程で繰り越しになった部分もございまして。実質的に農林関係の事業では不用はほとんど出しておりませんので、こういう調整状況の時間的なおくれで繰り越しをさせていただいているところもあるものですから、今回、予算が減額された部分はございまして、しっかりとした年度の中での執行調整をやる。さらに繰越額を減らすために、使うことが厳しくなった地区から、実際に使用できる金額の枠を持っている地区への流用等も年度の途中途中で調整をさせていただきながら、繰越額を少なくしていく、縮減していくという形の取り組みを、今もやっておりますが、今後は今まで以上にしっかりとやっていく所存でございまして。

○座喜味一幸委員 これは執行体制を含めて前から指摘しておきましたが、技術員の養成を含めて弾力的な組織のあり方、民間の使い方に関して指摘をしている。平成26年度の明許繰越の枠も相当な額が載っていると思うが、今回の繰り越しの枠はまた同じ査定の対象になるのですよ。その辺に関して、農林水産部長、どうですか。

○植田修農地農村整備課長 来年度の繰り越しの枠につきましては、去る12月の補正と今回2月で御審査いただきました補正で、合わせまして97億円余りの枠をとらせていただくという形になっております。でも、実質的には、従来どおりの形でいきますと、これから10%程度絞っていくという状況でございまして、3月末には90億円内外になろうかと思っております。昨年度とほぼ同等な金額という状況で、委員御指摘のように来年度以降、もっと絞っていかないと来年度予算、平成28年度予算にも影響してくることについては重々認識しておりますので、これらをこれからすぐといたしますか、来年度も含めて厳重な執行計画を組むと同時に、執行調整をしっかりとしまして、来年度は繰り越しをできるだけ縮減できるよ

うに取り組んでまいります。

○座喜味一幸委員 これはしっかりと取り組まないと、来年度予算の確保に向けてはハード交付金そのものが焦点に当たっておりますので、これは大変な課題になりますよ。本年度と同じ繰越額のレベルだったら同じように査定されますから、その辺はよく留意して頑張ってください。

今後の予算執行を含めて伺います。アーサの採取について宮古島市でお年寄りが警告を受けております。この辺の指導で沖縄県はどうなっていますか。

○新里勝也水産課長 委員御質疑の件は、宮古島市でヒトエグサ、方言名アーサですが、採取していた方が海上保安署から漁業権侵害で注意されたということが報道されているという報告を受けてございまして。この件につきまして、ヒトエグサは漁業権漁場の対象種として地域の漁業協同組合に免許をされておりまして、それを漁業者が採捕して漁業活動を行うという対象種でございまして。ただし、従来から地域住民が自分で食用に資する程度のものは利用されていた実態があると認識してございまして。

そこで、漁業協同組合の組合員と地域住民で多少行き違いがあったのではないかと、あるいは漁業協同組合の漁業権侵害の程度の受けとめ方がどの程度だったのかということについて、今、出先の農林水産振興センターと地元の漁業協同組合でそのような調整をしていると聞いております。漁業協同組合にも漁業権侵害に当たるのかどうかということについては、慎重に調整するよという指導を今、沖縄県としては行っているところでございまして。

○座喜味一幸委員 これは今に始まった話ではなくて、こういう問題点がいっぱいある。要するに、入漁権というのがかつて慣行として一内地では当然認めている。そういうものに対して、おじいさん、おばあさんがアーサを採取することを海上保安署に連絡して、警告書を通知すること自体、一体沖縄県の行政はどうなっているのでしょうか。細やかな取り決め等々の話をしゃくし定規に、法律上で物事を処理する。これまでの入漁権というものがない、文化もない、こういうものが大変あると思っております。

今回の辺野古の問題もまたしゃくし定規過ぎると思うのですが、まず、伊良部架橋が開通してありがたいのですが、漂砂がありました。そして、立派な海岸のサンゴ礁が漂砂でもう埋まっております。そういうもの等に関して、伊良部架橋工事では漁業協同組合、沖縄県の調整はどうされていますか。漁業協同組合との協議等の件だけでいいですよ。

○新里勝也水産課長 伊良部架橋の工事の手続については今、手元に持ち合わせておりませんのでわかる範囲でお答えしたいと思います。漁業権漁場が漂砂により覆われて、漁場の機能に多少影響が出るというケースは考えられますが、漂砂については自然現象という位置づけになるのであれば、許認可の対象にはならないのではないかと考えます。

○座喜味一幸委員 聞いているのは、工事を終えたら漁業資源、漁業協同組合に対して相当な影響がある。それに関して、伊良部は、何漁業協同組合かはわからないが、補償等で、要するに水産資源減少等々に関しては協議によって、漁業補償等を払ってやっている。したがって、漁業補償等が払われているということに関しては、監視船も漁業協同組合に頼む……。

○新里勝也水産課長 詳細は把握できていませんが、伊良部架橋の工事に入る際に、地域の漁業協同組合に補償金は支払われたと聞いております。それから類推しますと、この漁業権漁場内だと考えられますので、その中で当該工事を行う際は岩礁破碎の許可はとられていて、もちろん漁業協同組合の同意を得て、工事は行われているものと考えられます。

○座喜味一幸委員 今のは、岩礁破碎の許可がとられているという答弁と理解していいですか。

○新里勝也水産課長 伊良部架橋工事に係る漁業権漁場内で、何らかの行為をされる際の岩礁破碎許可はとられていると認識しております。

○座喜味一幸委員 この件に関しては、今後の各予算執行をしていく、水産土木をしていく上で大変大きな課題になっておりまして、今言う沖縄県漁業調整規則に係る案件については、どういう事業が、どれぐらいの分量がありますか。今後、これをもって厳しくチェックしていくとすると。

○新里勝也水産課長 岩礁破碎等の許可について、平成26年度の申請件数は、2月末時点において合計で50件、処理期間は平均23日ということになっています。その工事の種類についてですが、砂利採取が17件、橋梁工事が11件、港湾整備一航路しゅんせつも含みますが10件、道路等の護岸整備その他となっております。この工事についてですが、今申し上げた件数については、漁業権漁場内で当該工事が行われるものについての件数でございます。漁業権が除外されている、例えば港湾区域内ですとか、そういうところについては、許可の対象にならないので把握できておりません。

○座喜味一幸委員 今のは、沖縄県漁業調整規則第39

条に係る岩礁破碎等の許可という理解でいいですか。

○新里勝也水産課長 そのとおりでございます。

○座喜味一幸委員 今後、この問題は大変大きくなるのですが、鉄筋についているサンゴは採捕してはいけませんか。海底の鉄筋に。

○新里勝也水産課長 今、御質疑の海に存在している鉄筋に自然にサンゴが付着して、成長したサンゴということであれば、沖縄県漁業調整規則で造礁サンゴは採取が規制されておりますので、これは特別採捕許可が必要となってきます。

○座喜味一幸委員 そうらしいね。ロープについてのサンゴもとってはいけないと書いてあるよ、運用で。それはわかるのですが、この岩礁とサンゴ礁の違いについて説明していただけますか。

○新里勝也水産課長 まず、サンゴというものは、先ほども申し上げましたが、動物ということで生きているものでございます。サンゴ礁というものは、それが死骸となってできた地形ということになっております。あと、岩礁というものは、海域における地殻の隆起形態というのが漁業制度例規集に書かれておりまして、この岩礁を構成するものとして岩石というのが海域における地殻の構成要素ということで、岩石が集まって岩礁が形成されるという表現になっております。

○座喜味一幸委員 この辺が今後大きく……。この問題になってから大きな課題になると思うのですが、沖縄県は割と琉球石灰岩、あるいは沖縄近海はほとんどがサンゴを母体とした地形になっております。基岩ができておりますが、この基岩そのものの管理は国土交通省所管、その上の生物と、もしくはこの基岩の生息に適した地形を壊す等々に関しては水産資源の管理側だと思って、非常に仕分けが難しいと思っているのですが、今後、その話をきれいにしないといけないと思っています。この許可の基準、すなわち許可の条件、許可をしない場合の条件を皆さん方はどう定めているのですか。沖縄県漁業調整規則第39条の件で。

○新里勝也水産課長 まず、岩礁破碎許可については、委員おっしゃるように沖縄県漁業調整規則第39条において、「漁業権の設定されている漁場内において岩礁を破碎し、又は土砂若しくは岩石を採取しようとする者は、知事の許可を受けなければならない」と定められております。その岩礁破碎等の許可に関する取扱方針の中で、許可に当たっての基本的な考え方ということで、許可に当たっては次の事項を検討するものとして4項目挙げております。1つ目に

サンゴや海藻類の生育状況、稚仔魚及び底生生物等の生育状況並びに水産動物の産卵の状況、2番目に漁場利用の状況、3番目に水質汚濁の防止と水産動植物の保護培養のための対策、4番目に周辺漁場への影響の4項目を検討し、許可を判断しております。

○座喜味一幸委員 この判断の際に、沖縄海区漁業調整委員会というもの—知事そのものが判断を迷ったりするとき、その基準が曖昧であったとき、これは単なる水産課とか知事の裁量なのか、それとも沖縄海区漁業調整委員会まで含めた協議事項になるのか、どうですか。

○新里勝也水産課長 現在、この許可の判断に当たっては、知事の専権事項として沖縄海区漁業調整委員会には諮っております。

○座喜味一幸委員 これは専権事項で間違いはないですか。

○新里勝也水産課長 済みません。「専権事項」という言葉を使ってしまいましたが、少しニュアンスが違っていたかと思います。訂正させていただきます。知事が判断しているということでございます。

○座喜味一幸委員 沖縄県漁業調整規則をつくる時も、改正等についても、沖縄海区漁業調整委員会等の意見を聞かなければならないことになっていて、明確に許認可等々の基準、ルールができていないときの協議というものは、私は地元の漁業協同組合と現場の人と、沖縄海区漁業調整委員会というものは非常に大事なことだと思っておりますが、今回のアンカー、トンブロックの件に関して、地元の漁業協同組合との協議はどうなっていますか。

○新里勝也水産課長 昨年8月に当該工事を許可した際の事業計画については、地元の名護漁業協同組合の同意が得られております。

○座喜味一幸委員 今回の件よ。答弁になっていない。

○新里勝也水産課長 8月に許可した以降、そういう事業計画に変更がある場合には、当該事業者が地元漁業協同組合の同意を得て、変更申請が県に上がってくるようなシステムになっております。

○座喜味一幸委員 だから、上がっているか。

○新里勝也水産課長 上がっておりません。

○座喜味一幸委員 臨時制限区域を日米協議で確定して、官報が出ました。沖縄県にはその通知が来ているはずですが。その臨時制限区域の出入りをするためのブイ等々の件に関して協議はあったはずですが。この一連の経緯からして、明らかにこれに関しては沖縄県は知っていた。そして、その臨時制限区域の

用途も知っていた。臨時制限区域の用途は何ですか。目的は。

○新里勝也水産課長 当該臨時制限区域に係る用途というのがございます。これは3つございまして、1つ目に陸上施設の保安、2つ目に普天間飛行場代替施設の建設に係る区域の保安、3番目に水陸両用訓練となっております。

○座喜味一幸委員 そういう案件に関して、沖縄県は今の問題を提起する前に、漁業協同組合の意向は確認しましたか。漁業協同組合の同意の件はどうなっていますか。

○新里勝也水産課長 当該制限水域の設定の際に、水産庁から沖縄県に意見照会がございました。沖縄県は地元の名護漁業協同組合に対して意見照会をし、漁業協同組合から異論はないというようなニュアンスの回答をいただいて、それをそのまま添付して、水産庁に意見として返しております。

○座喜味一幸委員 少しポイントがずれているのですが、第39条の岩礁破碎の申請書の基本として、漁業権者との協議、同意がついております。皆さん方はこの問題をこじつけているのであって、明らかに臨時制限水域が示されたその中において、アンカーブロック、浮標等があるべき。しかも、その設置の際は地元の漁業協同組合との協議、同意も必要であるという前提があるのに、申請書を出させずに、一番大事な地元漁業者の保全という意味から、漁業者の同意の書類が添付されないと今の第39条の話は進まない。浮標の設計がどうのこうのではない。なぜそれをやらないのですか。トータルとして問題を整理されていないでしょう。

○新里勝也水産課長 今回のコンクリート構造物の設置に関しましては、昨年10月の台風以降に当該事業者で検討されて、実施されているものと承知しております。我々は、沖縄県漁業調整規則に基づく許可は昨年の8月に出してございまして、その時点では、このような構造物の話は地元の漁業協同組合にも説明がなく、我々にも説明がなかったということで、許可の範囲には入っていないという認識でございます。

○座喜味一幸委員 いずれにしても、今の話はこういう沖縄県漁業調整規則に基づく手続も不備、しかも、そういうもの等が整理もされないで、知事の命で現地調査をして、工事の差しとめをするということは、知事も含めてもう少し今話を整理しておいて、調査をさせてください。要調査事項で。

○上原章委員長 ただいまの質疑につきましては、

要調査事項として取り扱ってほしいということですので、明3月13日の委員会においてその取り扱いについて協議いたします。

次に、新垣哲司委員。

○新垣哲司委員 今回の沖縄振興予算、減額になったということで、私は非常に残念だと思っております。今、国会においても沖縄通の先生方が大変少なくなりました。沖縄県は特別ではないよという若い先生方、こういう意見も出る場所があります。そういうことで、今回の執行率、縮減がないように頑張っていたきたい。そして、この執行率を見て来年度の予算が決まるわけですから、その辺はしっかり踏まえてやっていただきたいと思っておりますので、まず、農林水産部長の決意から聞かせてください。

○山城毅農林水産部長 今回、農林水産部所管の予算につきましてはかなり削減ということで、我々も大変厳しい状況と認識してございます。来年度以降、そういうことがないように農林水産部を挙げて、体制もしっかりした上で取り組んでいきたいと考えております。特に執行率の低くなっている要因としては、これまでの経済対策のものとかいろいろありましたが、ことしは予算執行計画をしっかりと作成しまして、これに基づいてまず予算の執行管理を行うということが1点。あと、交付決定前の手続がございまして、それをやって早期発注に取り組むということ、用地の取得困難なものが年度内執行を厳しくしている状況も一つありますので、そういった地区を早目に把握して、執行できない予算は執行できる地区に早目に流用等をして回しながら、しっかりと執行率を高めていきたい。きめ細かいお互いの執行管理をしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

○新垣哲司委員 沖縄県営かんがい排水事業で基幹水利施設整備事業、これは真壁南地区のことですが、戦後一貫として全然整備がされない状況を、農林水産部長はちょうど出身地でもあるし、その辺の概要説明をいただきたいと思えます。

○山城毅農林水産部長 私、地元なので、本当は農地農村整備課長かと思ったのですが、委員からそういう御指名がありましたので。真壁南地区で今回、委員おっしゃるとおり、湛水等の問題がございました。そこにつきましても、事業としては排水工、調整池を3カ所に設置する。あわせて畑地のかんがい整備もしながらということで、受益が53ヘクタールあるのですが、予算的には19億円を予定してござい

ます。それについての法手続を実施しているところでございます。5月中には完了する見込みになっております。済み次第、速やかに着工して、しっかりと対応していきたいと考えております。

○新垣哲司委員 その現場については、もう20年前から沖縄県議会の経済労働委員会を中心として、何回も視察に行きました。台風時の冠水、農林水産部長もよくおわかりだと思いますが、市道があって、県道もありますよね。10年に一遍ぐらい、あれが埋まるのです。2メートルぐらいの高さまで水が入ってくる。それが今日まで続いた原因は何でしょうか。

○植田修農地農村整備課長 先ほど農林水産部長がお答えいただきましたが、それに付加させる形でお話いたします。真壁南地域だけではなく、糸満市の周辺といいますのは、排水の末端がドリーネに落ちております。それまでの部分の中で、ドリーネの能力を超える強い雨が降った場合に湛水していた。委員御指摘のように、本当に強い台風の雨のときには、真壁南につきましては、その間にある道路の部分も冠水する状況が見られたということはよく存じております。それをしっかりとした対策に持つていくために、今回、整備の計画をしておりますのは3基の池をつくります。それで大体29万トンの水がためられるような状況になりまして、一時的にためたものをまたドリーネに流しながら処理していく形になるのですが、それを今年度から着手いたしまして、平成27年度ではそれらの実施設計を行って、工事にできるだけ早く入りたいと思っております。ですから、29万トンの大きな池が3つできるわけですが、それができた暁には、現在のような湛水は解消されるものと見込んでおります。

○新垣哲司委員 今、農地農村整備課長から御説明があったのですが、糸満地区にはほかにもあると。しかし、水は上に上がらないですよ。上から下に流れるのですよ。当然ここからやるべきだと思うのです。真栄平、宇江城地域もあるのですが、あの排水というものは、全部ではないですが一部はここへ流れてきますね。そういうことで、やはりここから整備するのが当然のことですよ。だから私は、前はトンネルとか、いろいろな工法も考えたが、予算の都合とか、地域事情とか、あるいはそうなった場合、海にそのまま鉄砲水で流した場合とか、皆さんもいろいろ考え方があったと思うのです。それが3カ所に貯水池をつくる。これも一つの手段だと思えます。そうであれば、この貯水池でこれだけの排水を処理できるのか。その辺はどうですか。

○植田修農地農村整備課長 今、真壁南だけではなく、それよりも若干位置的には東側になるかと思いますが、クラガー流域、真栄平南の地区、さらにそれから少し行きますと農業試験場の周辺も、いわゆるこの部分、全体的に共通していますのは、排水路の末端がなくて、従来からドリーネに水が落ちている地域で、地形的に低い部分に冠水して、それがゆっくりとドリーネに落ちていた部分。その地域として大きくこの周辺では3地域ございます。それぞれについて最終的に全部海まで開水路で持っていくということは、技術的に不可能な部分がございますので、現在、対応し得る対策として時間的な調整ができるような池をつくりまして、実際にドリーネのみ込める量の差分といいますか、それより多くなる雨のときにはためるという状況をそれぞれの箇所を整備している状況でございます。3地区とも急ピッチで進めておまして、真栄平南の部分は、大きな部分がクラガーというドリーネから、最終的には地下を通りまして米須海岸に落ちていく。真壁南につきましても、同じようにドリーネから落ちてきまして、クラガーから入ってきたものと合流しながら米須へ出ているという状況です。それからは全部ドリーネの中を通っていくような状況にはなりますが、それらの部分の陸上部で湛水が起きないように、今言いましたようなドリーネの能力を超える部分について調整池をつくらせていただくという整備を、今後とも一生懸命やっていきたいと思っております。

○新垣哲司委員 一生懸命やるということはわかっていますが、この質疑と答弁が少し合わないものから……。長くなるからあれですが、真栄平地区と伊敷ですか、沖縄県水産海洋研究センターがある一帯を早急にやるという意味ですが、まずは真壁からやらないと。水はどこから流れるかということですよ。一体的にやることは結構です。地権者もいますよね。この地権者へもこれから始めるのですか。いろいろと説明などはどうなっておられますか。

○植田修農地農村整備課長 真壁南につきましては、今、法手続をやっておまして、6月ぐらいから、当然、地権者の方々の合意もいただきながら進めていく形になります。

あと、先ほどの答弁のときに趣旨が若干違っていたというようなお話がございましたが、真壁の流域部分等につきましては、米須に地下のドリーネで流れてまいります。沖縄県水産海洋研究センターより西の部分は糸満市の市街地に流れていますので、それは流域が違うということは御理解いただく中で、

当然真壁の部分についても、それらの地権者の合意をできるだけ早くいただいて、事業に着手していきたいと思っております。

○新垣哲司委員 さっきもお聞きしたのですが、トンネル方式もあったのですよ。なぜドリーネ方式に変わったかということを知っているのですよ。

○植田修農地農村整備課長 地域全体の排水計画構想の中では、当然トンネル—よく委員に言っていたきました案も検討しております。それらにつきましては、私どもは事業を実施する課でございますが、農業農村整備全体の今後の将来構想の中で、当然トンネル案も含めて根本的な対応策として現在、検討を進めております。

○新垣哲司委員 では、今、貯水池だけでは将来的に賄うことができない。今後は様子を見ながら、排水もつくっていくということですね。その辺を教えてくださいいただけますか。

○植田修農地農村整備課長 そのとおりでございます。今、ドリーネの能力に見合わない部分についてはためさせていただけると言いましたが、これは完全な、最終的な対応にはなかなかならない部分。例えば、沈砂池がしっかりと機能しているうちはいいのですが、土砂がたまってきて、貯水容量が少なくなったらどうするのかという部分がございますので、委員がおっしゃったように、本当にそういう部分の中でも対応し切れるように考えているのかという御指摘だと思います。それについては、将来的にもう一段パワーアップした形の計画ができないかどうかについては、現在、同じ農林水産部の中で検討させていただいているということです。

○新垣哲司委員 農地農村整備課長、わかりやすくなりました。では、今、19億円の予算も確保しているということで、貯水池、ため池も縮小されましたよね。少しばかり縮小されたと思うのですよ。まず、トンネルをつくるよりも真っ先に一もし足りなければですよ、様子を見てやったほうがいいなど。まずは、順序として。

○仲村剛村づくり計画課長 今、委員御質疑の件につきましては、平成26年度新規地区として採択する際の池の容量は、計画時点のボーリング調査、地質調査に基づいて概定をしております。これから法手続が終わり次第、平成27年度には改めて詳細な測量調査をいたします。その上でさらに設計をいたしますので、そのときに詳細な設計の中で、必要な容量が確保されるように検討がなされていくようになっております。

○新垣哲司委員 6年もかかると。もっとスピーディーにできないかと思って。その時期に台風が来て、大雨になった場合、これは工事が大きく影響を受ける可能性があるのです。ですから、その辺は皆さんとしてどのように考えておられますか。

○仲村剛村づくり計画課長 実際の工事の際には地元の調整が必要になりますが、やはり今、委員の御質疑にありますように地元で一番困っている内容、特に今回の場合は湛水になりますが、こちらの工事を優先してやりまして、その後、かんがい施設の整備。スプリンクラーとかの整備もあわせてこの事業の中でやりますが、そこら辺はより効果の発現が、地元で求められているものから優先順位を上げて、整備を図っていくというようになります。

○新垣哲司委員 では、そうすると、皆さんが考えている問題点について何がありますか。

○仲村剛村づくり計画課長 この地区の場合、一番大きな地元との調整事項としましては、大きな池を3つつくりますので、当然その土地の所有者が沖縄県に用地を売っていただくことが絶対要件でございます。これにつきましては新規事業の計画の際に地元には御説明をいたしまして、地権者の事前の同意をいただいているという確認をして今回の採択しておりますので、一番ハードルの高い部分については地元の合意形成が図られていると考えております。

○新垣哲司委員 山城の例を見てもおわかりだと思いますのですが、立派ですね。だから、当初からああいう感じでできなかったのかということがありますが、その辺の調査を何回もやっているわけですから、こういういい例があるわけですから、また似ていますので、本当に真剣になってやっていただきたいなど。また、予算もかかるわけですから、非常にこの辺はどうかと思っております。

さあ、いよいよ工事が始まります。向こうはヤブガラシが生息しているのですよ。サトウキビに巻いてもう……。野菜はいいとして、このような雑草が多くて、中には一部ですが、畑に捨てているものもあるのです。こういうこともあって、この残土の処理も、やはり事業が始まるわけですから、しっかりやらないと思っておりますが、この辺の状況説明を。

○新里良章営農支援課長 ヤブガラシは非常に問題になっておりまして、南部地域でもほとんどの圃場で見られますが、沖縄県としましては、マニュアルですね。ヤブガラシのマニュアルというものが沖縄県病害虫防除技術センター、沖縄県農業研究センター等で展示圃場等を持ちまして既に完成しております

が、今年度、検討委員会を持ちましてマニュアルの発行、普及をすることになっております。その中で大きく変わりましたのは、グリホサートという除草剤の使用回数が大幅に、農薬使用の中で改正されております。具体的には、植えつけ前の4回、植えつけ後の2回やりまして、そういうマニュアルどおりの圃場に行きますと、サトウキビ圃場の中でもほとんど根絶状態になりまして、キビの生育、収量にはほとんど影響がないところまで減少させることができるようなマニュアルになっております。ですから、残土といえますか、圃場に客土する場合とかもそういう防除方法。もちろん農薬だけに頼らない雑草防除、人力で引き抜くとか、そういう日々の栽培は非常に重要だと思いますが、マニュアル等もできていますので、そういったところでまた農家にも普及させていきまして、極力被害を減らしていきたいと考えております。

○新垣哲司委員 いい答弁を聞きました。何も沖縄県だけではないのです。東京のど真ん中にも幾らでもあるのですが、しかし、根絶するのがおこなわれているだけだったよね。今、こういうマニュアルを聞いて、ああ、立派だなと思っております。

○上原章委員長 休憩いたします。

午後0時2分休憩

午後1時24分再開

○上原章委員長 再開いたします。

午前に引き続き、質疑を行います。

仲村未央委員。

○仲村未央委員 冒頭、午前中もあつた沖縄県漁業調整規則に基づく調査、そして岩礁破碎の目下、辺野古の当該域の件についてお尋ねをします。昨日、米軍から調査の立ち入りの件に関して、立ち入りはさせられないというような返答が来たと報じられておりますが、その内容について、まずお尋ねいたします。

○山城毅農林水産部長 在日米軍司令部に送付いただきました申請書を提出してはりましたが、昨日、外務省の日米地位協定室を通しまして、米側から運用上の理由により、今回の申請を受け入れることはできない旨の回答がございました。

○仲村未央委員 回答があつたことを受けて、沖縄県は、今、どのような見解をお持ちなのか。今、まさに岩礁破碎の懸念、蓋然性が高いということで、この間、その立場でその調査を申し入れていたことがありました。今回はその調査、制限水域内に入れさせないという返事が来た。そのことについてど

のように受けとめ、見解をお持ちなのか、お尋ねをいたします。

○山城毅農林水産部長 先ほど東京都で知事がコメントを申し上げておりますので、これが沖縄県の考え方になります。それを私のほうで読み上げさせていただきますと、2月26日に在日合衆国軍隊に申請した辺野古の臨時制限区域への立ち入り申請については、昨日11日、外務省から沖縄県に対し、米側から運用上の理由により、今回の申請を受け入れることができない旨、連絡があった。沖縄県としては、制限区域における岩礁破砕に関する調査を実施しなければならないが、運用上の理由により、申請を受け入れることができないという回答については、臨時制限水域内に民間工事船や海上保安庁の船艇が多数出入りしている状況に照らし合わせると、沖縄県の調査船の立ち入りが運用上の問題があるとは到底理解しがたく、沖縄県としては、違反につき懸念が払拭できない。特に埋立承認前には自由に航行してきた水域について、沖縄県の行政目的の調査さえできないということは不合理きわまりない。今後、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定一日米地位協定で提供された臨時制限区域の共同使用者である沖縄防衛局に対し、円滑な調査実施に向け、国の責任において在日合衆国軍隊と調整を行うよう求めていくということで、知事がコメントしたところでございます。

○仲村未央委員 今の内容に照らしてお尋ねしたいのですが、当然、許可権者側であると認識しておりますが、その調査に入れないことは非常に不合理だということですね。それで今、発せられたコメントの中に、沖縄県の調査船の立ち入りが運用上の問題があるとは到底理解しがたく、沖縄県としては、違反につき懸念が払拭できないと。ここで言う「違反」というのは、何法違反あるいは何規則違反と捉えればよいのかお尋ねいたします。

○新里勝也水産課長 今回の調査の目的としましては、当該箇所において岩礁破砕の蓋然性が高いということで、沖縄県漁業調整規則第39条に抵触する可能性があるのではないかと認識を持っております。

○仲村未央委員 そうなると、沖縄県漁業調整規則第39条違反ということになれば、まさに岩礁破砕の許可そのものの条項に違反をしている蓋然性、可能性があるということで、その違反を今、皆さんは懸

念としてお持ちであると。それでお尋ねしますが、沖縄県漁業調整規則の解釈の権限というか、つまり法の解釈の主、ここで言う沖縄県漁業調整規則の解釈の主、運用の主は誰になるのかお尋ねいたします。

○新里勝也水産課長 沖縄県漁業調整規則第39条で「知事の許可を受けなければならない」と表現されているところからも、知事の権限と認識しております。

○仲村未央委員 そもそも、沖縄県漁業調整規則の解釈権限はどこに帰結をするのでしょうか。この沖縄県漁業調整規則の、つまり地位というか、法的な根拠、何に基づく規則であり、この規則の定めが今、沖縄県漁業調整規則第39条は知事に権限が行き着くということですが、規則そのものの解釈権限はどこが持っているのかお尋ねいたします。

○山城毅農林水産部長 その根拠になるものは、水産資源保護法第4条第2項、第5項に基づき、沖縄県漁業調整規則第39条に規定されている、漁業権漁場内の水産資源の保護培養のために岩礁破砕の許可について定められております。

○仲村未央委員 水産資源保護法第4条に基づいて、知事が定める規則ですね。その規則において、皆さんが懸念をする制限または禁止という条項の権限の主は、まさに県知事であるということと理解してよいのか、あるいは水産庁あたりにその解釈を求める必要があるのか。

○山城毅農林水産部長 水産資源保護法の中では、「農林水産大臣又は都道府県知事は、水産資源の保護培養のために必要があると認めるときは、次に掲げる事項に関して、農林水産省令又は規則を定めることができる」、沖縄県の場合は、県知事は規則を定めることができると明記されております。その中に、「水産動植物の保護培養に必要な物の採取又は除去に関する制限又は禁止」という項目がございます。我々はそれに基づいて沖縄県漁業調整規則を策定しているわけですが、沖縄県漁業調整規則第39条の中で、漁場内の岩礁破砕等の許可ということで、「漁業権の設定されている漁場内において岩礁を破砕し、又は土砂若しくは岩石を採取しようとする者は、知事の許可を受けなければならない」と知事の許可ということが明記されておりますので、知事の権限だと理解しております。

○仲村未央委員 つまりは、規則そのものも、沖縄県漁業調整規則第39条の違反事項の確認も全て県知事の解釈に行き着くと理解をしてよいということですね。

○山城毅農林水産部長 そういうことでございます。

○仲村未央委員 そうであれば、今、皆さんがまさにこの沖縄県漁業調整規則第39条第3項に基づいて岩礁破碎の許可をした。その許可には条件が付されているわけですね。その条件に対して今、幾つもの条件違反と思われるような状況があると見ておりますが、そこはどのように今、皆さんは事態を理解しているのかお尋ねいたします。

○山城毅農林水産部長 まず、我々は平成26年8月28日に許可をしてございまして、その条件として1から9つまで項目をつけて、確認するよというところでやっているわけでございますが、その9の「本申請外の行為をし、又は付した条件に違反した場合は、許可を取り消すことがある」という項目が1つございます。それから、6の「漁業調整その他公益上の事由等により別途指示をする場合は、その指示に従うこと」という項目がございまして、それに沿って、去る平成27年2月16日に指示書を指示したところでございます。

○仲村未央委員 今、許可条件に付された「別途指示をする場合は、その指示に従うこと」というのがあります。それから、7項目めには、知事が工事の進捗状況等について説明を求めた場合には、遅滞なく資料を提供することというのがあります。これについて今、沖縄防衛局の態度、姿勢はどうか。県知事の指示を受けて、今、どのような対応がなされているのかお尋ねをいたします。

○山城毅農林水産部長 沖縄県としては、まず、関係資料の提出を求めたところでございます。それについてはおくれて出していただいて、今回の工事の設置場所等についてはわかってきたわけでございますが、次に、実際工事を予定しているところの状況を確認する必要があります。蓋然性が高いということが外部から出てきておりますので、それについて調査をさせていただきたいということに関して沖縄防衛局に申し入れたところでございますが、沖縄防衛局からは米軍に直接手続をしていただきたいということで、その手続をいたしました。それについては昨日回答が来たわけございまして、沖縄県の申し入れに対しては、今のところ応えていないと判断しているところでございます。

○仲村未央委員 そうなると、今、許可条件に付されたことに対しても、非常に違反の、先ほど皆さんが言う懸念がある状況に至っていると見えます。もともと皆さんが許可した区域外において、岩礁破碎の蓋然性があると判断をされた理由ですね。つまり、

制限区域内における岩礁破碎が、許可区域外においてもあるのではないかと指摘をする理由はどこから来ているのでしょうか。

○山城毅農林水産部長 沖縄防衛局との事前調整、あるいは7月の許可申請書、8月の補正書の中には、45トンあるいは20トンのコンクリート製構造物を大量に投入することについての記載は全くありませんでした。また、説明もありませんでした。そういうことから、当初はこのようなコンクリート製構造物の設置計画はなかったのではないかと考えております。その後、8月28日の許可後に10月の台風により、それまで設置されていたフロートの大半が流されているということが、新聞でも、我々も情報を聞いております。その中で、中谷防衛大臣の赤嶺政賢議員に対する答弁に関する報道を見てみますと、沖縄防衛局が1月6日に開催した第3回環境監視等委員会において、台風対策としてアンカーを重くすることを提案したと載っております。ですから、10月以降に大型のコンクリート製構造物の設置が計画されたのではないかという推測がされるところであります。そういうことで今回、我々としても資料を提供いただいたところ、そういう地区外で45トンのアンカーを設置するということが書面上確認されましたので、今申し入れをしているところでございます。

○仲村未央委員 制限水域と言われる、今、一番大枠でフロートを設置し、皆さんが26日に外周から確認された場所でもブロックによるサンゴの破壊があることは大きく報道されましたが、この対象となる制限水域内の、いわゆる漁業補償の対象地域と岩礁破碎の許可区域は一致するのもしないのか。そこは厳格に区別されているのか。

○新里勝也水産課長 当該漁業権者は名護漁業協同組合でございます。名護漁業協同組合の総会における同意の内容としましては、当該埋め立ての水面の消滅補償、そして、制限水域の漁業への制限、そういうものを含めて同意されたと確認しております。したがって、そういう意味では消滅するエリアだけではなくて、全ての漁業への影響に係る補償、同意と認識しております。

今のお話、埋め立ての消滅部分については、漁業協同組合の同意がとられていて一致します。ただし、周辺で行われている漁業は制限水域より外側でも行われております。その外側で行われている漁業への影響も補償の対象となっているという意味では、その部分については重なるが、少し広がっていると認識しております。

○仲村未央委員 つまり、埋立面積外、そして制限水域内においても、岩礁破碎の許可を与えていない場所があると確認できますね。そのために皆さんは、そこに調査に立ち入ることの必要があるわけですね。

○新里勝也水産課長 今回調査したところは、許可区域外と認識しております。

○仲村未央委員 その認識をはっきり持っていれば、今の状況はもはや、知事の権限に基づく岩礁破碎許可の違反要件が重なって確認される状況だと思います。先ほどの許可の条件違反も複数にわたっている、そして、そもそもの沖縄県漁業調整規則第39条の許可外のことをしているそのものの違反ですね、区域外において。許可していない区域外において、許可外の行動をしていることによる沖縄県漁業調整規則第39条そのものの違反ですね。これについて重ねて違反の状況があり、先ほどの皆さんの知事コメントによると、まさにその許可権者に対して調査すら認めないという不合理な状況を重ねて今、表明されているわけですよ、沖縄県の立場として。そうであれば、もう今の時点で岩礁破碎の許可は取り消しに値する要件をもう整えている、取り消しの環境に至っていると見えますが、その判断はいつされるのかお尋ねいたします。

○山城毅農林水産部長 現時点で先ほどの許可区域があつて、許可区域外で今、やられている行為が岩礁破碎の蓋然性が高いという意味で調査に入ることにしてございます。そういう意味からすると、まだこの前は外周のところしか調査していませんので、これから一今回、米軍からはまだ立ち入りは許可いただいていないですが、やはり許可をいただいて中に入って、そこがどうなのかというものをしっかり調査、精査した上での今後の判断になろうかと思っておりますので、そこはしっかりまた申し入れる必要があると考えております。

○仲村未央委員 申し入れるといっても、今、皆さんは、その立ち入りの許可すら認められない状況に至っているからこそ、先ほどのコメントが出たのではないですか。それ自体が不合理だと言っている。許可権者が重ねて付した条件に違反の状態があり、そして、そもそもその許可区域外で実際にコンクリート製構造物を落としているということは、当事者も認めていることではないですか。これ自体で、もはや沖縄県漁業調整規則第39条違反の要件は十分に整っていると見えますが、それをまた重ねて要請して、調査していくという悠長な状況ではないのではないかと思います。もう一度その答弁をいただき

たいと思いますが、いかがでしょうか。

○山城毅農林水産部長 この件に関しましては、大変重要な案件になろうかと思っております。私としましては、知事、副知事とも東京でございます。きょう知事が戻ってくるということがございますので、戻り次第知事と協議しながら、今後の対応についてはしっかりと検討していきたいと思っております。

○仲村未央委員 冒頭に確認したように、沖縄県漁業調整規則の権限者、沖縄県漁業調整規則第39条の解釈権限は知事にあるということで何度も確認をしました。そうであれば、やはり速やかなる判断をしっかりと行っていただきたいと思っておりますので、その調整を急いでほしいと思っております。いかがでしょうか。

○山城毅農林水産部長 きょう知事が戻ってきますので、しっかりと知事と調整しながら対応していきたいと考えております。

○仲村未央委員 農林水産物流通条件不利性解消事業の実績と、そして、今の課題等々があればお尋ねをいたしたいと思っております。

○宜野座葵流通・加工推進課長 まず、農林水産物流通条件不利性解消事業の平成25年度の実績としましては、交付団体が110団体で、補助金額が23億3025万円となっております。沖縄県外出荷量が5万300トンとなっております。平成26年度の見込みにつきましては、現時点で交付決定団体が129団体、沖縄県外出荷見込みの重量が6万400トン、交付決定額が27億9535万3000円となっております。事業の課題としましては、本事業におきましては、沖縄振興特別推進交付金の事業評価の中で、成果目標を沖縄県外出荷団体の沖縄県外出荷量としておりまして、継続的な実施につなげるためにも、あらゆる角度からの事業の効果検証が課題となっております。

○仲村未央委員 今、総括的におっしゃったのですが、実際に出荷量のふえ方というものは目標値を上回るペースで来ているのか、そこら辺は増減一増でしようが、どのように実績を把握されているのか。

○宜野座葵流通・加工推進課長 出荷団体の出荷量の増減で申しますと、平成24年度の出荷団体の伸びが2.9%、平成25年度の対前年度に対する伸びが15.1%、そして、平成26年度の対前年度の伸び率が10.4%となっております。

○仲村未央委員 農林水産物流通条件不利性解消事業をやって、実際に販路の拡大につながっているか、量の拡大というものを確実に後押ししているかお尋ねいたします。

○宜野座葵流通・加工推進課長 まず、平成25年度

の出荷団体ベースで申しますと、量が約6600トンの増加で15.1%ということと、出荷団体に対するアンケート調査をした結果、販路拡大に向けた販売面の取り組みといたしまして、新規取引先が増加したとか、沖縄県外出荷時期の拡大などが挙がっておりますので、一定の成果が出てきていると理解しております。

○上原章委員長 崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員 通告をしておりましてので改めて質疑したいと思います。岩礁破碎の件であります。

先ほどから議論になっておりますが、この岩礁破碎を、漁業法に匹敵するぐらい沖縄県漁業調整規則に定めておりますが、沖縄県が特に岩礁破碎を沖縄県漁業調整規則に定めた大きな要因というのか、大きな意義というのか、まずこれをもって説明していただけますか。

○山城毅農林水産部長 本県における状況ですが、他府県と違っているところが、沿岸域にサンゴ礁という浅海域が発達していることがございます。そこに依存する沿岸漁業の存在はもとより、その海域は産卵場や稚仔魚の生育場となるなど、水産資源の保護培養上重要な役割を担っております。そういう意味で、沖縄県漁業調整規則を運用するに当たり、他県にない背景を備えているということが言えるかと思えます。そのために、沖縄県漁業調整規則第39条と岩礁破碎等の許可に関する取扱方針に要件を定めながら、対応しているところでございます。

○崎山嗣幸委員 私も、それは沖縄県漁業調整規則の中で明確になっていると思えますが、沖縄県漁業調整規則に基づいた岩礁破碎等の許可に関する取扱方針の中で、岩礁破碎の定義とか、あるいは岩礁破碎の許可を要しない行為、そのことも含めて皆さんの岩礁破碎等の許可に関する取扱方針で明確になっていると思えますが、そのことによって、今起こっていることに関して、岩礁破碎の行為があるのかないのかも含めて、この岩礁破碎等の許可に関する取扱方針の中で対応できるのではないかと思います。この岩礁破碎等の許可に関する取扱方針を皆さんからもう一回、岩礁の定義とか、あるいは許可を要しないものは何かについて、明確に答弁をお願いします。

○新里勝也水産課長 岩礁破碎等の許可に関する取扱方針の第3で定義というのがございます。関連するところをピックアップして読み上げたいと思います。まず場所ですが、漁業権の設定されている漁場が対象になっていますが、これは知事が免許した漁

業権の範囲内ということで定義づけをしております。そして、(5)で、岩礁を破碎し、または土砂もしくは岩石を採取とは、漁業権漁場内の地形を改変する全ての行為をいう。ただし、船舶の投錨及び漁業権に基づく養殖等を営む際の行為は除くとなっております。

そして、第8では、許可を要しない行為として事例を挙げております。7つございまして、1つ目に、県民の生命、財産等の保全の観点から、緊急に対応が必要な行為、2、魚礁の設置及び産卵床等の増殖施設を設置する行為、3、地質調査等のため海底をボーリングする行為、4、航路標識を設置する行為、5、地形を改変せずに行う海底送電、送水施設を敷設する行為、6、地形を改変せず地下を掘削する行為、7として、その他知事が認める行為と位置づけられております。

○崎山嗣幸委員 では、不要なものという説明がありました。現状で皆さんが対象としている許可を得るべきだという項目について、項目だけ挙げていただけますか。

○新里勝也水産課長 この岩礁破碎等の許可に関する取扱方針の一番最後に別記としまして、岩礁破碎等の許可が必要な行為の例ということで9項目挙げてございます。「1、埋立、浚渫、埋め戻し、2、護岸・防波堤等の構築・改修、3、消波ブロック等の設置及び設置後5年以上経過したブロック等の移動、除去、4、水中爆破、5、砂・砂利等の採取、6、ビーチ造成・改修、7、送電・送水ケーブル等の埋設及び埋設されたものの改修・除去、8、橋梁の設置・改修、9、その他、海底を改変させる行為」と挙げてございます。

○崎山嗣幸委員 では、今、問題になっておりますフロートやブイのおもしのトンブロックの問題であります。岩礁破碎等の許可に関する取扱方針の中において、トンブロックとかそういったものが投錨等に相当するということで論争がありますが、実際、岩礁破碎等の許可に関する取扱方針の中において、フロート、ブイとかいったものが沖縄県漁業調整規則の中に、果たして船舶の投錨に相当するかということではありますが、これはそのように皆さんとしては解釈できるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○新里勝也水産課長 今、岩礁破碎等の許可に関する取扱方針で定める船舶の投錨に該当するものとして、通常想定されているのが、いわゆる船の鉄製のアンカー、そういうものです。そういうものは、通常、入れてすぐ取り上げられるような運用のされ

方をしているものと考えております。今回の設置されている構造物については、大きさ、重さもさることながら、投錨とは常識的に考えられないと我々は認識しております。かつ場所も区域外ということで、岩礁破碎のおそれが、蓋然性が高いという評価をしているところでございます。

○崎山嗣幸委員 これは代表質問、一般質問、本会議の中でも皆さん明確にしていると思いますが、水面に浮かんでいるブイとかフロートとかについて言及しているのではなくて、そこから固定されるコンクリートブロックとか、そういったもの自体が岩礁を破碎したり、サンゴを破碎するものについて、このことについては、皆さんが容認をしているのは船舶のいかりであって、水面に浮かんでいるブイとかフロートについて、岩礁破碎等の許可に関する取扱方針の中で船舶の投錨と捉えることはできないということが皆さんの見解です。私はそれを確認しているのですが、そういう確認でよろしいのではないですか。

○新里勝也水産課長 我々が対象とするのは、海底地形の改変という行為を岩礁破碎と呼んでいますので、水面に浮いている浮体については、当然許可の対象外という認識でございます。そして、船等が停泊する際に入れる船舶の投錨と、今、議論しているものとは、全く別物という認識をしております。

○崎山嗣幸委員 岩礁破碎等の許可に関する取扱方針が、漁業法、沖縄県漁業調整規則に基づいて明確になっているので、私はそのことについて、しっかり依拠したほうが良いと思っています。

それで、沖縄県漁業調整規則の問題点と、先ほどもありましたが、沖縄海区漁業調整委員会の役割と、それから皆さんが先ほど答えた沖縄県漁業調整規則は知事が定めるということをお話しておりましたが、漁業権の問題と沖縄海区漁業調整委員会の役割とは違うと思うのです。皆さんそれは明確に知事が許可権者だということで今、沖縄県漁業調整規則も含めて知事が定める、改廃するというので私は理解をしているのですが、その役割の違いを明確にしてくれませんか。

○新里勝也水産課長 まず、沖縄県漁業調整規則につきましては知事が定めるということではございませんけれども、手続としまして、まず沖縄県漁業調整規則の案を沖縄海区漁業調整委員会に諮問しまして、その答申を受けて、かつ国にその認可をもらった上で、最終的に知事が定めるという手続でございます。そして、漁業権の免許についても、免許する際には

沖縄海区漁業調整委員会に諮問、答申という手続を経て、知事が免許するというところでございます。

○崎山嗣幸委員 次へ行きますが、3月9日に沖縄防衛局ホームページで普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境監視等委員会の議事録を公開しているということが報道されております。その中で、先ほど聞いたフロートとかブイのおもりで海底に設置をしたアンカー248個が台風第19号で流されて、120個、半分が流されて、鉄製のアンカーによってサンゴ、海底の損傷が確認されたということは、この環境監視等委員会の議事録に載っていたということですが、みずから普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境監視等委員会の議事録の中で公開されたこと自身、サンゴの破壊をしたことを十分実証する議事録ではないかと思ったのですが、沖縄県としては、この議事録をどのように精査したのですか。

○新里勝也水産課長 当該資料につきましては、土木建築部で今、資料を精査していると認識しております。我々もそれを取り寄せて今、参考にさせてもらっているところでございます。

○崎山嗣幸委員 この区域は、皆さんが岩礁破碎許可をした埋立承認の範囲内ではなくて、今、拡大された区域の中のブイとフロートの周辺あたりのことを指しているのですか。

○新里勝也水産課長 数も多いと聞いておりますし、正確な場所が一多分、我々が許可した中にもあると思いますし、外にもあるということもあるものですから、それについては今、中身を参考にしているところです。

○崎山嗣幸委員 どちらにしても、これは公式な普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境監視等委員会の議事録が公開されて、9カ月余り放置されてやっとな出ていることですので、沖縄県もこれを注視して、この議事録の精査も含めてしっかりやってもらいたいということで、これは要望します。

それから、臨時制限区域の問題であります。先ほど話がありましたように、外務省を通して沖縄県は、ここでの調査は運用の妨げになるからということで拒否されたという報道に対して知事のコメントがあったようであります。この臨時制限区域の問題であります。ここは従来、漁船も含めて、我々沖縄県民も含めて出入りができたところを、陸から50メートルの制限区域から一気に2キロ余り拡大したという意味であります。ここは、通常は提供施設という意味では、米軍が訓練をしたり演習したりするところの範囲を拡大するのですが、その拡大を我

々沖縄県民の了解も得なく、合意もなく、勝手に日米がここを臨時制限区域に設けたと。私も先週、この区域に船で調査に行ったのですが、勝手に線を引かれているということがある。でも、ここは米軍が演習したり、米軍が使っている雰囲気ではなくて、警戒船が入って、ここは臨時制限区域だから入らないでくださいとか言っているの、あくまでもこれはこの埋め立てに伴う、ボーリング調査に基づく工事の影響によって制限しているように私は思ったのですが、実際上の根拠というのか、どこが重きになっているのですか。

○新里勝也水産課長 実際、現場での運用実態については把握してございません。今、手元に日米合同委員会合意事案概要というのがございまして、この中では臨時制限区域に係る用途というのがございまして、陸上施設の保安、普天間飛行場代替施設の建設に係る区域の保安、そして水陸両用訓練の3つが記載されているところです。

○崎山嗣幸委員 そういった理由で提供施設になっているということではありますが、この工事に伴って臨時制限区域を設けているということではないのですか。

○新里勝也水産課長 用途の一つにそれもございしますので、それも一つの目的だと認識しております。

○崎山嗣幸委員 この臨時制限区域もそうですが、米軍への提供施設が、ここだけではなくて、いろいろところで制限区域がかかって漁船の立ち入りができない。米軍の射爆撃場があったり、空では米軍の航空エリアがあったり一かけているのですが、日米協議によって勝手に海水域を拡大したり、こういったこと自身は、従来言われているような日米地位協定に大きな問題があって、指摘をされて、この提供施設内の解除を求めることを漁民も、沖縄県民も訴えているわけです。これをいたずらに広げていくことについて大きな影響を与えると私は思っているのですが、そういう中において日米地位協定上の提供施設について沖縄県民の合意を得るとか、勝手に広げるといったことがないような運用での問題提起をすべきではないかと私は思うのですが、それはいかがですか。担当が違うのであれば違うでいいので。

○新里勝也水産課長 大きな話について私からコメントするのは非常に困難と考えますが、漁業者の立場からしますと、ホテル・ホテル訓練区域の一部解除がされていますが、その返還、鳥島射爆撃場、久米島射爆撃場の返還については、漁業団体と一緒に国に対して返還を求めているところでございます。

○崎山嗣幸委員 いずれにしても、我々沖縄県民、漁民も含めて、制限区域を解除しろとか、漁船がそこに行くために迂回をしたり、燃費が違うことを皆さんもずっと言っていることなので、これを広げていくこと自身は、復帰して以降、米軍に提供して広がる問題なのです。だから、ここに我々沖縄県が立入調査できないという矛盾、問題点が私はあると思うのですが、運用上の理由で入れないという理由について私は意味がよくわからないのですが、沖縄県の調査も入れないという運用上の意味は、皆さんどのように解釈しているのですか。

○山城毅農林水産部長 知事のコメントでも先ほどありましたように、沖縄県の調査船の立ち入りに運用上の問題があるとは到底理解しがたいと、コメントの中に入れてございまして、我々としても理解しがたいところがあるということでございます。

○崎山嗣幸委員 皆さんは調査に入って一中に入らなくて外周から回ったということではありますが、先ほど調査結果はもう少しかかると言っていたので、速やかに調査結果を出して、岩礁破碎の許可違反なのかどうかを含めて、明確な態度を早急に私はすべきと思います。

それで、米軍が入れないということも含めて、そこへ皆さんが入らないとわからない場所もあるのかどうかを含めて、そうであれば、改めて皆さんはそのエリアに入るべきだというしっかりした立場をもって臨むべきではないかと思うのですが、そこはいかがですか。

○山城毅農林水産部長 まず1つは、知事のコメントにもあったわけですが、ここは日米地位協定で提供された臨時制限区域の共同使用者である沖縄防衛局がございまして。まずはそこに対して、円滑な調査実施に向けて、国の責任において在日合衆国軍隊と調整を行うように求めていきたいと考えております。

○上原章委員長 瑞慶覧功委員。

○瑞慶覧功委員 まず、労働委員会から。なかなか労働委員会に質疑がないということで、何か寂しい思いをされているということですから。きょう、あすと経済労働委員会があるのですが、私的には、労働委員会は商工労働部とマッチングしたほうがいいかと思ったりするのですが、また、勉強不足で沖縄労働局とごちゃまぜというか、理解していない部分がよくあるので、沖縄県労働委員会の仕事と内容について教えていただきたいと思っております。

○真栄城香代子労働委員会参事監兼事務局長 労働委員会の仕事内容でございますが、これは労働組合

法に基づきまして設置されております行政委員会です。委員は、公益委員が5名、使用者委員が5名、労働者委員が5名、合計15名で構成しております。内容としましては、主に民間企業で使用者と労働者の争議行為等がありました場合に、その解決のお手伝いをするという機関でございます。

○瑞慶覧功委員 労働争議のあっせんということだと思っておりますが、平成26年、平成16年、10年ピッチでどのような状況になっているか。

○真栄城香代子労働委員会参事監兼事務局長 労働委員会が取り扱っている事件では、平成6年が、不当労働行為事件が2件、労働関係調整法に基づくあっせん事件が4件、個別労働関係紛争のあっせん—これは平成14年からでございますのでゼロ件です。平成16年は、不当労働行為事件がゼロ件、調整事件が14件、個別労働関係紛争のあっせん事件が1件となっております。平成26年、昨年は、不当労働行為事件が6件、調整事件が6件、個別労働関係紛争のあっせん事件が6件となっております。

○瑞慶覧功委員 特に主な内容というか、特徴的なもの、こういった争議がありますか。

○真栄城香代子労働委員会参事監兼事務局長 不当労働行為事件につきましては、団体交渉を誠実にやってくれというものが一番多うございます。それから、調整事件についても、同じように団体交渉を促進するというあっせんの申し立てが多いです。個別労働関係につきましては、解雇とか、いわゆるパワハラとかいったものがございます。

○瑞慶覧功委員 労働者のために必要な、大変大事なことだと思っております。頑張ってくださいと思います。

それでは次に、日台漁業協定に関してですが、八重山北方三角水域内と特別協力水域内での操業を行っている日台双方の今の状況を教えてください。

○新里勝也水産課長 日台漁業取り決めが発効した平成25年には、台湾漁船とのトラブルを恐れた本県漁船は、八重山北方三角水域において全く操業していない状況にありました。しかしながら、昨年、操業ルールが適用されまして、平成26年4月からは、一部の漁船がクロマグロ漁期に操業を再開しております。具体的に言いますと、八重山漁業協同組合のマグロはえ縄漁船が5隻、マグロ集魚灯漁船が7隻、本土地区の漁船が1隻、計13隻が延べ100日程度操業し、マグロ類やカジキ類等約22トンを漁獲しております。

そして、主な形態ですが、八重山漁業協同組合の

はえ縄漁船、集魚灯漁船は、漁船の大きさが5トンから10トン程度の小型漁船でございます、乗組員も1人から2人ぐらいの小規模な漁業でございます。そして、平成26年5月には、同じ水域で、台湾漁船は約110隻程度、延べ1500日操業したという報告を聞いております。ただし、漁獲量についての報告はなく、把握できておりません。台湾漁船の大きさは50トンクラスの比較的大きい船で、五、六名の乗組員が乗り組んで操業していると聞いております。

○瑞慶覧功委員 今回の合意では、八重山北方三角水域内で昼夜交代操業となっておりますけれども、昼と夜の漁獲量に変化はないのですか。

○新里勝也水産課長 マグロ類は、水深の浅いところと深いところを行き来するような習性がございます。日中と夜間で垂直移動をしますが、漁業者の話では、昼と夜の時間で漁獲効率に余り差はないのではないかと聞いております。ただ、県内のマグロはえ縄漁船のほとんどが従来より日の出に投縄を開始して、夜に上げるという昼型の操業形態で、台湾漁船は夜間を主としております。そういう意味で、昼夜交代制という漁場利用に関して、県内漁業者からは今のところ特に異論は出ていないと認識しております。

○瑞慶覧功委員 沖縄県内漁業者は、トラブルを恐れて操業ルールのある区域で、それ以外は操業を控えているということですが、当該水域以外ではどのような状況になっているのですか。

○新里勝也水産課長 操業ルールが適用されているところは狭い小さな水域であるのですが、それが無い水域においては、4月から7月のクロマグロ漁期に台湾漁船がどんどん集団でやってきて、1海里間隔で操業するものですから、沖縄県内漁船は操業を控えていた状況でございます。ただし、クロマグロ漁が終わった8月から翌年の3月までは台湾漁船も少なくなるものですから、操業ルールの無い水域でも、マグロ集魚灯漁業とかソデイカ漁業を行う沖縄県内の小型漁船が見られておりました。

去る3月7日の日台漁業委員会の合意の中では、8月から翌年3月までの間、はえ縄漁船が投縄する前に小型漁船の操業を確認した場合などは、適切な船間距離を確保し、小型漁船の操業に支障が出ないように配慮するという配慮規定が明文化されておりますので、今後、マグロ集魚灯漁船の操業はふえていくのではないかと考えております。

○瑞慶覧功委員 次に、未来のマリンパワー確保・育成一貫支援事業です。漁業者数が平成元年約5800

人、そして年々少なくなって、平成20年には約4000人ですか。この減少の要因は何ですか。

○新里勝也水産課長 漁業就業者の減少の要因はいろいろ複雑に絡み合っていると思いますけれども、やはり一番大きいのは資源の減少、あるいは燃油高騰等の漁労経費の増大により厳しい漁家経営に陥っているということ、それと、やはり若い人が3Kと言われる一特にマグロはえ縄漁船などではなかなか着業してこない、あと高齢化も重なって、そういうことで就業者は減少しているのではないかと認識を持っております。

○瑞慶覧功委員 2年前、経済労働委員会で八重山と久米島町に視察に行きましたけれども、そのときに久米島の若い漁師が、補償は要らないから射爆撃訓練場を返還してほしい、そのほうが漁業が成り立つと言っていたのですが、この米軍訓練区域等が漁業に与えている影響について伺います。

○新里勝也水産課長 沖縄本島周辺水域には、日米地位協定に基づく広大な米軍訓練域が設定されており、漁場の利用には非常に大きな制約を受けているところでございます。特に久米島周辺では、鳥島射爆撃場、久米島射爆撃場がございまして、それぞれ浮き魚礁漁業が盛んな場所、そしてモズク養殖場も隣接しているようなところでございます。そういう意味で、漁業への影響は非常に大きいものではないかと考えております。そういう意味で、地元の漁業者からもそういう声が出ているのかなと考えております。

○瑞慶覧功委員 この訓練区域の関係で、漁業補償もあるやに聞いたのですが、これはどういう状況になっていますか。

○新里勝也水産課長 この訓練域における操業制限に対する漁業補償としましては、いわゆる漁船の操業制限等に関する法律に基づいて、防衛省から訓練水域の操業制限に伴う補償金として、毎年漁業者に支払われております。

補償の内容としまして3タイプございまして、1つがこの漁船の操業制限等に関する法律に基づく補償で、これは昭和47年の法律適用時に既に制限水域で漁業を営んでいた者に対する補償金、2番目に、そのうち既に補償を受けていた者の後継者に対する見舞金というのがございます。そして3つ目には、当該訓練水域が存在するところの漁業権の行使が制限される旨の契約に基づく漁業権者に対する補償金、この3タイプの補償金がございまして、平成10年度は合計で約14億3000万円ございましたが、その後減

少し、平成24年度の数字としましては、約6億1000万円の減少となっております。減少の理由については、沖縄防衛局に聞いたところでは、高齢化に伴う補償対象者の減少、あるいは漁獲高の減少等によるものと聞いております。

○瑞慶覧功委員 漁業協同組合に入っている人だとか、いろいろ准組合員とか、組合に入っていない人もいるかと思うのです。これはどういう人を対象に、先ほどあった昭和47年までの一結構です。

次に、漁業者になるための資格とか、条件について教えてください。

○新里勝也水産課長 漁業種類もいろいろございませぬけれども、基本的に漁船漁業を行う際には、船舶免許とか無線従事者の免許などが当然必要になってきます。そしてもう一つ、まぐろはえ縄漁業、底魚一本釣漁業、潜水器漁業等を営む際は、知事の許可を受ける必要がございます。

○瑞慶覧功委員 船を使用する漁業については、港に係留したり置いたりということが必要になってくると思うのですが、これはどのような手続が必要ですか。

○安里和政漁港漁場課長 沖縄県管理漁港におきまして漁船に係留しようとする場合ですが、沖縄県漁港管理条例第9条において、「当該施設の目的に従い使用しようとする者は、あらかじめ知事に届け出なければならない」という規定がございまして、使用する場合には届けを知事に提出すると。

なお、本県には88の漁港がございまして、そのうち28港が沖縄県管理、ほかの漁港は市町村管理になっておりますので、市町村管理漁港においても同様に管理条例が定められておりますので、その管理者であります市町村長に届け出るとなっております。

○瑞慶覧功委員 次に、漁業というと水産高等学校が浮かんでくるのですが、船の航海とかそういうこともあるのですが、高校を卒業して漁業従事者になる状況はどういう状況でしょうか。

○新里勝也水産課長 水産高等学校に聞いてみますと、沖縄県立沖縄水産高等学校と沖縄県立宮古総合実業高等学校で水産のコースがございまして、平成23年度で6名、平成24年度で10名、平成25年度で4名が高校を卒業して漁業に就業していると聞いております。

○瑞慶覧功委員 必ずしも高等学校ではなくても、海が好きで漁師になりたいという若者もいるのではないかと思うのですが、そういった人のためにベテランの漁師に指導してもらおうとか、何か実習させる

ような事業はないですか。

○新里勝也水産課長 漁師になりたい若者を支援する制度として、本県では国の制度を活用しまして、平成20年度から沖縄県漁業協同組合連合会に事務局を置いておりますけれども、沖縄県地域漁業担い手確保・育成支援協議会を沖縄県も一緒に参画して組織しております。この中で、新規漁業就業者総合支援事業という事業を活用して、漁業の経験のない方が円滑に就業できるように就業相談会を実施したり、おっしゃられる漁業現場で、ベテランの漁業者の家で研修を実施したりするような、最長で3年間そういう研修を行ったり、あるいは免許取得の講習料への支援など行う事業を実施しているところでございます。

○瑞慶覧功委員 漁師の年間所得というのですか、収入について教えてください。

○新里勝也水産課長 国の漁業経営調査報告という統計がございますが、この統計によりますと、漁業収入は平成23年に600万円程度で、平成20年が660万円程度でしたので、若干減少傾向ではございます。全国的には、漁業経営は厳しい状況にあるという認識を持っております。

○瑞慶覧功委員 600万円といたら悪くないと思うけれども……。

○新里勝也水産課長 済みません。収入が600万円ということで、例えば平成23年の数字で収入は600万円ですが、漁業支出が400万円ぐらいありまして、所得としましては200万円程度ということになっております。

○瑞慶覧功委員 そこを言っていたかなければいけない。

沖縄県の漁業従事者の目標人数というものは想定しておりますか。

○新里勝也水産課長 沖縄21世紀農林水産業振興計画の中で、目標を一応立てております。平成24年の漁業就業者数が3800人となっておりますけれども、平成33年の目標値としてはそれを維持するということで、3800人という目標値を持っております。

○瑞慶覧功委員 何か消極的ですね。これからも漁民の生活安定のために頑張っていただきたいと思えます。

次に、沖縄らしいみどりを守ろう事業です。松くい虫関連で、昨年の松くい虫による被害状況と対策状況について伺います。

○金城克明森林管理課長 昨年の松くい虫の被害状況とその対策状況についてお答えいたします。

平成25年度の松くい虫被害量ですが、2262立方メートルであります。ピークとなりました平成15年度の4万3980立方メートルに比べますと、被害は95%の減少となっております。それと、松くい虫の対策状況ですが、松くい虫の防除の取り組みとしましては、森林病虫害等防除事業、それと沖縄らしいみどりを守ろう事業の2事業がございます。森林病虫害等防除事業は、森林病虫害等防除法に基づき保全対象松林の防除を実施する事業であります。沖縄らしいみどりを守ろう事業は、景観保全を目的として、その他松林や景勝地の防除を実施する事業となっております。

防除ですが、薬剤散布や伐倒駆除、それから薬剤樹幹注入を実施しております。平成25年度に事業で実施した防除実績は、樹幹注入本数が2589本、伐倒駆除が1319立方メートル、薬剤散布が123ヘクタールとなっております。

○瑞慶覧功委員 この樹幹注入は、今帰仁村の大きい松とか、そういったところにやっているとと思うのですが、効果について教えてください。

○金城克明森林管理課長 薬剤樹幹注入は、松くい虫の予防対策として効果が高く、被害地域における文化的な価値の高い松林や景観上重要な松林等の保護に利用されております。沖縄県内で使用が確認されている薬剤は3種類ございまして、平成22年度からは、薬剤の効果持続期間が7年と最も長いグリーンガード・NEOが主に利用されております。この薬剤樹幹注入剤は、樹木内の線虫を殺虫することで、松が枯損することを防止する薬剤となっております。

○瑞慶覧功委員 この被害木ですが、これまでどうか、ずっと伐倒焼却か薫蒸処理とかということで、完全に利用はされていないかと思うのですが、そうですか。

○金城克明森林管理課長 松くい虫被害材を活用した事例ですが、治山事業の中で防風支柱材の利用のほか、試験的に雑草抑制を目的としまして、被害材のチップを敷き詰めた事例などがあります。被害材の活用の課題としましては、松くい虫被害地域から産出されるリュウキュウマツ被害材の有効活用や被害地域からの移動を可能にするため、大量かつ確実な殺虫処理を行う必要があると思っております。

○瑞慶覧功委員 最初のうちは全部そういう処理をされていたと思うのですが、最初に大きい松がみんな処理されたときは本当にもったいないと思ったのだが、樹皮の表のほうが問題であって、中はそこまで……。けれども、ある人は隠れているいろいろ大きい

テーブルをつくって利用していたとか、そういったものもあつたりしたのですが、本当に有効利用、今も少なくなつてはいるのですが、そうするべきではないかと思ひます。

今後の松くい虫対策の沖縄県の方針を伺ひます。

○金城克明森林管理課長 松くい虫、先ほど対策状況を述べましたけれども、森林病虫害等防除事業と沖縄らしいみどりを守ろう事業を併用しながら、現場で徹底した防除をしたいと思ひます。

ちなみに、今回、平成25年度の被害を先ほど2262立方メートルと言ひましたけれども、今年度、平成26年12月末現在の推定被害量は1847立方メートルということで、毎年減つてきていますので、この2事業の効果ではないかと思ひておひます。

○瑞慶覧功委員 毎年減つているというのは、松が減つてきているからであつて、沖縄県は米軍基地との関係とか、以前、一緒に米軍とも共同でやっていたけれども、向こうは陸海空それぞれやり方が違つていたということで、中部あたりでは民間地域で幾ら一生懸命やつても被害がとめられないという状況で、根本的には本当に難しい問題だと思ひます。あと、景観的な要素も重視していくべきではないかと考へます。

最後に、やんばる型森林ツーリズム推進体制構築事業ですが、事業概要と現在までの森林ツーリズムの状況を教えてください。

○金城克明森林管理課長 やんばる型森林ツーリズム推進体制構築事業ですが、この事業は、世界自然遺産候補地であります国頭村、大宜味村、東村のヤンバル3村において、山村地域固有の資源を持続可能な形で活用した観光による地域資源振興を図るために、3村で一体となった森林ツーリズム推進体制の構築を行うことを目的とした事業であります。事業期間は、平成27年度から平成29年度の3カ年を計画しておひまして、平成27年度の事業費は、委託事業を主としまして1837万1000円を計画しておひます。

それと、現在の森林ツーリズムの状況ですが、ヤンバル3村の状況です。国頭村ではNPO法人国頭ツーリズム協会、国頭村観光物産株式会社「道の駅」ゆいゆい国頭、JALプライベートリゾートオクマなどが事業主体となりまして、比地大滝や国頭村森林公園、与那覇岳のトレッキングや生物観察などのガイドツアーを行つておひます。それから、大宜味村におきましては、NPO法人おおぎみまるごとツーリズム協会が事業主体になりまして、ター滝、ネクマチチ岳などのトレッキング、生物観察などのガイ

ドツアーを行つておひます。ただ、東村では、森林の積極的な活用は行われておひません。

ヤンバル3村におきましては、資源の利用と保全の両立を図るため、利用ルールの策定やガイド認定制度等の必要性がこれまでも指摘されておひます。現状として、ヤンバル3村が一体となった共通の制度は今のところ確立はされておひません。このような状況の中で、世界自然遺産登録が実現した場合には、多数の入り込み客が押し寄せ、過剰な利用による自然資源の劣化が懸念されるため、持続可能な森林ツーリズムの推進体制の構築が必要とされておひましたので、この事業で整備していきたいと思ひておひます。

○上原章委員長 玉城満委員。

○玉城満委員 沖縄県の食料自給率について、直近の情報、もしくはここ3年、5年、教えていただけますか。

○長嶺豊農林水産総務課長 沖縄県の食料自給率、新しい部分は平成24年度でございますが、カロリーベースで29%でございます。

○玉城満委員 カロリーベースですね。実際その中に、カロリーベースということをおひしてほしいのですが、例えばサトウキビの糖度が少しふえたら、その分アップするという仕組みになっているのですか。

○長嶺豊農林水産総務課長 さっきお話があつたとおひ、いわゆるカロリーベースですので、カロリーの高い作物については、当然そういう形で高くなるということでございます。

○玉城満委員 例えば、沖縄県の食料自給率を支えているトップファイブの品目を教えていただけますか。トップスリーでもいいです。

○長嶺豊農林水産総務課長 トップファイブといひますか、トップワンになると思ひますけれども、サトウキビが中心だと思ひます。

○玉城満委員 ちなみに、サトウキビは29%の中の何%という概念ですか。

○長嶺豊農林水産総務課長 サトウキビを除くと、約6%ぐらいになるというのが現状でございます。

○玉城満委員 何が言ひたいかという、沖縄県はゴーヤーを食べておひても一現状はどうなつておひますか。例えば、僕らが大衆食堂でゴーヤーチャンプルーを食べても、ウチナームンではないケースが結構あるのです。ゴーヤー自体は今、沖縄県産品と他県から移入しておひているものとの比率というものはわかりおひますか。

○崎山洋次中央卸売市場長 沖縄県産の占有率でこ

ざいますけれども、中央卸売市場におきまして扱っている数量になりますが、平成25年度の占有率、今手元には品目ごとの数量がなくて、野菜全体での数量になりますけれども、2万1641トン、割合にしますと35%になります。

○玉城満委員 地元が35%ということは、沖縄県が誇るゴーヤーも、品目ごとには出ていないけれども、ひょっとしたら今、もう逆転している可能性がかなりあると思うのです。ゴーヤーだけでもわかりませんか。

要するに、なぜ今、食料自給率の話をしていくかということ、例えば沖縄県が今、長寿日本一奪還ということで、どこは言わずに、各部署部署が長寿に対して向かっていかないといけないというときに、あるコラムで、今の小学生たちの肥満率は全国一であると。これはなぜそうなったかということ、地元のをほとんど食べない、やはり外から流れてきた、多分カロリーの相当高いものばかりを食べているのでしょうか。そういうこともあって、例えば今後、食料自給率を上げるために農林水産部がどういうアクションを起こしていくのか。農林水産部長、これはどのようにやっていくのですか。

○山城毅農林水産部長 委員おっしゃるように、食料自給率を高めることは大変重要でございまして、先ほどありましたように、カロリーベースというものは外から見たらわかりづらい。砂糖のカロリーが高いわけですから。それが物量で、例えば野菜であれば、野菜の消費量で見た場合には、野菜類は実は40%ぐらいあるのです。先ほどのカロリーベースでいくと五、六%。物量でいくと、量で見た場合には今、40%ぐらい実はあります。それをいかにふやしていくかということですが、先ほどゴーヤーが出ましたけれども、ゴーヤー独自の生産計画はつくってございます。今、8万トンぐらいあるものを、直近は10万5000トンぐらいまで伸ばしていこうと。

それとあわせて、島野菜、特に機能性の高いものについては島野菜が多いわけですから、それを今、沖縄県農業研究センターで、島野菜の中でも通常のもので栽培うまくいかない、収量が低いという欠点があります。それを全部島内から集めまして、そこで収量性が高いもの、機能性が高いものを今やってございます。それがわかった時点で、農家に還元しながら栽培を拡大していくということで、一例を申し上げますと、フーチバーも今やってございまして、フーチバーでもいろいろな種類がありまして、機能性成分がそれぞれ違うということがわかってき

ています。そういう意味からすると、香りがあったり機能性が高いものを選定しまして、それを普及させるというような取り組みがありますので、具体的にはそういうものを進めながら、生産拡大しながら全体的に引き上げていきたい。それについては水産もございまして、水産のモズクについても今、フコイダン以外の別の機能性成分があることがわかってきています。それをいかにして抽出する技術を確認するかということは研究部門でやってございまして、そこをまた漁業者の皆さんに提供していく。そういう研究開発ができたものを生産におろしながら、なおかつ行政としては生産拡大に向けた支援をどんどんやっていって、生産拡大に向けて食料自給率を高めていきたいと考えております。

○玉城満委員 すごくいい取り組みだと思います。いろいろな可能性があって、例えばブランドとも絡んでくるけれども、要は沖縄県のブランド化に関しては、やはり少し足りない部分があるのではないかと思います。他県の、例えば宮崎県でいうマンゴーとか、あのようなものを食べて3万円だとか、あれは明らかに、当時の東国原知事の宣伝効果みたいなものがかなり付加価値として出ていると思うのです。沖縄県はいろいろなものをつくるけれども、そこまでグレードというか、価値観みたいなものをどうやって上げていくのかということに関しては、少し弱い感じがするのです。

そこで、いろいろなゆるキャラを使ったアピールの仕方とか、そういうことも含めて知ってもらおう。そうすると、地元の人たちも食べられると思うのです。現在、石垣牛、石垣牛と言うけれども、ほとんどもうヤマトのほうに行ってしまうと、庶民では石垣牛も余り手に入らない、食べようと思っても相当お金を出さないと食べられない。だから、もう少し身近に、自分たちの地元のもので食べられる仕組みをつくっていくことでしょうか。その辺に関して、例えば農林水産部の戦略として、自分たちはこういう研究をしています、こうやっていきますということだけではなくて、ほかとの連携をしていろいろなストーリーをつくっていく。そういう流れが今後、地元のものに関しては、特殊性のあるような食べ物がたくさんあるわけだから、もう少し演出したらどうかと思います。どうでしょうか。

○山城毅農林水産部長 委員おっしゃっていることは非常に重要なことでありまして、我々としても、いかにでき上がったものの消費拡大、販路拡大に向けて取り組んでいくかということがございまして、

そのための沖縄振興一括交付金もたくさんとってございます。そういう意味では、沖縄県外を含めて、国外含めて、消費拡大に向けて宣伝していこうということです。その中で、イーサーくんというものをつくってございますして、それをメインにしながら、例えばマンゴーであれば、向こうは太陽の卵ですが、沖縄県では美ら芒果とか、美らパインとかという商標登録を我々はとってございますので、それを売り出すためには保証が必要になってきます。糖度が14度以上間違いない、色や規格がしっかりしている。それをやるためにはきちんとした選別が必要となってきますので、まずはそういう体制を導入していく。それができるところが、豊見城市の選果機と宮古島市の選果機については糖度センサーを入れていますから、きちんとできるようにしてございます。今後はそういったものを含めて売り込んでいきたいと。

マグロにしても、沖縄美ら海まぐろということでブランド化して、漁業者の皆さんが今、一生懸命売り込んでいます。ただ、課題は、本当に保証できるものなのかということがありますので、そのところを今、研究しながら、いいものを沖縄美ら海まぐろとして出せるような仕組み、それを業界一体となってこれからまた取り組んでいきたいと考えています。

○玉城満委員 観光客が700万人、ここ何年かでは1000万人になるだろうと言われております。そんな中で、沖縄県に来て沖縄県のもので食べられない、みんな移入物。そのようなものを食べさせるという、せっかくこれだけ沖縄県に来て食べているのに、宣伝する機会はあるわけですよ。年間1000万人という人たちに食べてもらうという、こういうことができるのは沖縄県だけです、全国的にも。だからこそ、僕はもう早目にこれは取り組んでいただいて、地産地消というものをぜひ進めていただきたい。

沖縄県地産地消推進県民会議がありますね。これは年に何回ぐらい開いて、今どういう役割を担っているのですか。

○宜野座葵流通・加工推進課長 沖縄県地産地消推進県民会議は、年に1回開催しております。去年は計画の策定もありましたので、幹事会を2回ほど開催して、本会議の沖縄県地産地消推進県民会議は1回開催しております。ことしも今月末に1回開催する予定になっております。

それから、主な活動については、各地産地消を推進している行政なり、関係団体等がございまして、そういったところの取り組み状況だとか、事業計画とか、そういったものを報告しながら、積極的な、

市町村もあわせた地産地消を推進している状況でございまして。

○玉城満委員 余り積極的でないのではないかと。年に1回でしょう。年に1回、沖縄県地産地消推進県民会議を開いて、これから地産地消をやっていこうというには回数が少な過ぎませんか。だから、もう少し戦略的な部分を、例えばこの中で話し合っ、この地域はこうしましょう、この商品はこうしましょうという現実的に具体的な一農林水産部だけがいろいろな研究とか、そういうものを突っ走るのではなくて、そういう人たちからどどんいろいろな情報を取り出せるように回数をふやして、月1回とか、そのようなことを仕掛けないと、多分地産地消、またずっと……。また来年質疑しても29%ですか、そういうことになりはしないかと僕は思ったりするのです。その辺、農林水産部長、どうでしょうか。

○山城毅農林水産部長 沖縄県地産地消推進県民会議の構成員としては、我々行政は当然ですが、漁業団体、あるいは農業団体、商工関係、観光関係、学校関係を入れて、全体的な構成として取り組んでいまして、1年間の取り組みについて沖縄県地産地消推進県民会議の中で確認して、承認をとります。それを実践するために、その下に幹事会というもの、また下の担当レベルのものもありますので、そこをしっかりとしながら、何回もおっしゃるようにお互い連携しながらやるということと、もう一つは、農林水産部であれば沖縄県農林水産物販売促進協議会というのがございまして、そこは漁業団体、あるいは農業関係全部入っています。その中でおきなわ花と食のフェスティバルを運営したり、沖縄県外に販売したりということをやっていますので、その構成員の中で持っている機能も生かしながら、そこでうまく連携していきながらやっていきたいと考えております。

○玉城満委員 これはもう、沖縄県の大きな課題だと思います。観光客がふえているのに地元のもので食べさせることができない、こんな歯がゆいことは僕はないと思っているものですから、それはぜひ取り組んでいただきたい。

それと、僕は前々から話はしていたのですが、アジアなどを視察すると、やはり琉球の、沖縄県のクルザーターはすごく価値があるということで、アジアでも人気があるわけですよ。ところが、地元ではこれが価値がある、これが少し落ちるという感じが僕らは認識として余りない。これはなぜかという、スーパーブランドが出ていないからだと思うのです。

前々から僕は提案しているのですが、このクルザーターに関してはナービルスクウドー、これはもう本当にゴールデンクルザーターとって、金の延べ棒みたいな、このぐらいの価値があるものです、それをぜひ食べてくださいというような。けれども、今は同じ袋に入って、ウリ、ジョートードー、これは少し落ちる、これはナカディーグラー。こんな売り方をしているものだから、何がおいしくて、何がどれだけ価値があってというような、それが今、食べている人たちにないわけです。その辺を格付することは本当はよくないかもしれないが、おいしいものを食べてもらうという意味では、そういう仕掛けも必要になってくるのではないかと思うのです。いかがなものですか。

○山城毅農林水産部長 1つ目は、8つの島で黒糖をつくっているわけですが、従来のサトウキビの育種は、砂糖をとるための育種、それで生産量を上げるための育種。病気に強いとか台風に強いとか、それを視点に置いていましたが、今、黒糖に視点置いて、おいしい黒糖ができる品種はどういったものかという視点に変えて、育種していることがまず1点ございます。

もう一つ、加工するときに、今おっしゃっていたような食べ方ではなくして、この前、沖縄県農業研究センターが発表もしたのですが、エアイン黒糖ということで、黒糖そのものに空気を入れて、非常にほろっとした感触のある新しい黒糖を開発してございます。それを今、業者に手を挙げていただいてつくってもらうということも取り組んでいますので、そういった両面から、いい黒糖が出せるようにしっかりまた頑張っていきたいと思えます。

○玉城満委員 要するに、沖縄県でしか食べられないよ、この島でしか食べられないよというものを、これから一黒糖もそうだけれども、ほかの特産品も広く目を広げていただいて、ぜひ地産地消プラス沖縄県外にアピールできるように、これからも頑張っていたきたい。

○上原章委員長 玉城ノブ子委員。

○玉城ノブ子委員 それでは最初に、岩礁破碎の問題から質疑をしたいと思います。

沖縄県が沖縄防衛局に提出した指示文書の内容は、どういう中身になっているのでしょうか。

○新里勝也水産課長 平成27年2月16日に、知事名で沖縄防衛局宛てに指示を出してございます。内容としましては、現在、当該水域で岩礁破碎行為がなされているという蓋然性が高いということで、必

要な手続を行うこととしております。さらに、コンクリート製構造物等の新たな設置及び既設物の移動を停止するとともに、その履行確認のための報告をお願いしますと。そして、許可区域以外において海底面の現状に変更を加えないこと。

そして、資料の提出を指示しておりまして、1点目に、許可区域以外に設置されているコンクリート製構造物等の位置に関する図面並びに個々の座標、水深、重量。1において報告されたコンクリート製構造物等のそれぞれの設置前後の海底の現況写真ということで、指示を出しているところでございます。

○玉城ノブ子委員 皆さんが出した指示文書の中で、許可区域外にてアンカーと称し、コンクリート製構造物の設置を行い、岩礁破碎行為がなされている蓋然性が高いと思料されるところから、必要な手続を行うこととなっておりますけれども、これはどういう手続をとる必要がありますか。その手続はとられているのでしょうか。

○新里勝也水産課長 許可した区域外でコンクリート製構造物を設置していることについて、手続をとってくださいということを示していますけれども、現時点でそれについては出てきておりません。

○玉城ノブ子委員 沖縄県が沖縄防衛局に指示文書を提出して以降も、大型コンクリートのブロックが海底に設置されたという訴えが出ているわけです。これは、沖縄県の指示文書の許可区域外において海底面の現状に変更を加えないことに明らかに反する行為ではないかと思うのですが、しっかりとした対応が必要だと思えますが、どうでしょうか。

○新里勝也水産課長 我々が把握している範囲内では、指示した後に許可区域外でコンクリートを設置したものについては確認しておりません。許可区域内ではやられていることは報道等で見えますが。

○玉城ノブ子委員 沖縄県は臨時制限区域外で調査を実施したということですが、調査結果については精査が必要なもので、後で公表するとなっておりますけれども、現実に臨時制限区域外においてブロックでサンゴ礁が踏み潰されている状況が訴えられているわけですよ。水産資源に与える影響は非常に甚大だと思うのですが、調査結果も早目に精査をして、指示文書に基づいて必要な対応をしていくことが必要だと考えるのですが、どうでしょうか。

○新里勝也水産課長 先ほども答弁申し上げましたけれども、1日調査をした結果を今、精査中ではございますけれども、全体として調査結果を取りまとめ、行政判断の材料にするということで進めている

ところでございます。

○玉城ノブ子委員 制限区域内への立ち入り許可の申請を仲立ちしてほしいということで、沖縄防衛局に対して米側との仲立ちを求めたことに対しても、沖縄防衛局は直接米軍に申請をなさいということで、極めて不誠実な態度を今までとってきたわけですから。そして今、問題になっている沖縄防衛局が岩礁破碎許可区域外に設置した大型コンクリートブロックがサンゴ礁を破壊した可能性が高いということで、沖縄県が臨時制限区域内での調査を米軍に求めたことに対して、米軍は立入調査を許可しないとの通知をしたとのことですが、これはもう到底認められないと考えるのですが、これに対して、皆さん方の考え方をお聞かせください。

○山城毅農林水産部長 先ほども申し上げたわけですが、知事もコメントでおっしゃっているように、沖縄県の調査船の立ち入りは運用上の問題があるとは到底理解しがたいと考えていまして、知事としても、沖縄県として違反につき懸念が払拭できない状況にあるというコメントもしていますので、我々としても到底理解しがたいものだと考えております。

○玉城ノブ子委員 沖縄防衛局のこの間の一連の行為は、本当に沖縄県が出した指示文書にも反するような行為がどんどん出てきているわけですから。これについて皆さん方は早目に調査をして、臨時制限区域外、そして臨時制限区域内での調査も早目に実施して、この内容そのものが指示文書の取り消しに該当する中身になると私は思っていますので、ぜひ早目の調査と、その結果を沖縄県民に公表していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○山城毅農林水産部長 きょう知事が戻ってきますので、早速また知事とも協議をしながら、しっかりした対応ができるように取り組んでいきたいと考えております。

○玉城ノブ子委員 早目の対応をぜひよろしく願いしたいと思います。

次に、やんばる型森林ツーリズム推進体制構築事業ですが、先ほども少し聞いておりましたけれども、その目的と概要と、具体的な取り組みについてお伺いいたします。

○金城克明森林管理課長 やんばる型森林ツーリズム推進体制構築事業ですが、この事業は、世界自然遺産候補地であります国頭村、大宜味村、東村、このヤンバル3村におきまして、山村地域に固有の資源を持続可能な形で活用した観光による地域資源振興を図るために、3村で一体となった森林ツーリズ

ム推進体制の構築を行うことを目的とした事業であります。事業期間は、平成27年度から平成29年度の3カ年を計画しており、平成27年度の事業費は、委託事業を主としまして1837万1000円を計画しております。具体的な取り組み内容ですが、平成27年度におきましては、委託事業によりまして、ツーリズムに関する情報収集整理、ツーリズム推進協議会の設立に向けた検討委員会の開催、ツーリズム推進のための全体構想—これは素案ですが、その策定について実施する計画であります。この検討委員会のメンバーですが、3村の役場の林務担当及び観光担当部署、3村のツーリズム団体事業者、私ども沖縄県の森林管理課と環境部の自然保護・緑化推進課、文化観光スポーツ部の観光振興課、森林、林業関係団体などを予定しておりまして、関係市町村及び県庁他部署とも連携を図りつつ、事業を実施する計画です。

また、全体構想ですが、これはツーリズム推進に当たっての中身ですが、まず基本方針、理念、対象地域、参加主体、利用ルール、自然体験プログラム、ガイド制度などのツーリズム実施方法などを定めたものでございます。

○玉城ノブ子委員 生物多様性豊かなヤンバルの森を保護して、国立公園化、世界遺産登録を目指していくということは、非常に大事な沖縄県の取り組みにもなっているのではないかと思います。ヤンバルの自然を保存、活用していくことによって地域経済の振興につなげていくことが今、大事ではないかと考えるのですが、この森林ツーリズムの雇用効果、経済効果について伺います。

○金城克明森林管理課長 事業の成果としましては、3村で一体となった森林ツーリズムの推進体制が構築され、全体構想が着実に実施されることによりまして、山村の資源の利用と保全の両立が図られ、持続可能な地域振興が実現されることとなります。特に、ヤンバル地域全体で利用ルールの策定や自然体験プログラムの向上、さらにガイドの質の向上が図られることで、ヤンバルの観光地としてのブランド力が最大限発揮されることは大きな成果となります。さらに、林業体験や森林環境教育分野での体験プログラムの充実によりまして、森林、林業に精通した林業従事者にガイドなどの新たな雇用の場を確保できる効果もございます。

○玉城ノブ子委員 ぜひヤンバルの森を保存、活用していくという積極的な方向で、森林ツーリズムも進めていただきたいということを求めて、これは終わります。

養豚の飼料高騰の問題ですが、今、養豚業者が飼料高騰で不況に陥って、養豚業をやめざるを得ない状況になっているとの訴えがあるのですが、養豚業者の現状を把握していますでしょうか。平成23年度から平成25年度の飼養頭数、戸数、経営コストに係る飼料等の割合についてお聞かせください。

○長崎祐二畜産課長 現状ですが、畜産農家の戸数が、平成23年度が381戸、平成24年度が367戸、平成25年度が358戸ということで、徐々に減少傾向にあります。それから、飼養頭数でございますが、平成23年度が24万6000頭、平成24年度が22万4000頭、平成25年度が21万9000頭と、少し減っている傾向がございます。飼料費のコストの割合、餌代の占める割合が、平成23年度が63.5%、平成24年度が66%、平成25年度が67.3%ということで、飼料が高どまりしている傾向がございますので、飼料費の占める割合が高くなってきております。

○玉城ノブ子委員 やはり、この飼料高騰によって、養豚業者だけではなくて、畜産農家の皆さん方の経営が大変厳しい状況になっているということがあります。ぜひこれは、沖縄県としても飼料高騰の支援策について具体的にどのように考えていらっしゃるのか。どういう対策を講じておられるのか。

○長崎祐二畜産課長 まず、国の制度から御説明したいのですが、国に飼料価格安定制度というのがございます。その安定制度は2段階の制度でございます。まず、通常の補填基金は農家の方と飼料メーカーが基金を積んでおりまして、これが1年の平均を超えますと、その部分を補填するという形になります。もう一つが、さらにもっと高騰した場合で民間では対応できないといったときには、政府と飼料メーカーで積み立てた異常補填基金というのがございます。そちらで対応することになっております。

それで、沖縄県としてどういう対応をとっているかということでございますが、今、余りにも飼料代が高どまりしてコストに占める割合が高いということで、もう一つ、養豚農家の方々が生産性が低いということで、生産性の向上を支援するために、養豚生産性向上緊急対策事業を平成25年度から実施しております。それは、経営農家の方に生産性の向上を図るための取り組みを要件として、配合飼料費の一部、これは1トン当たり1600円でございますけれども、これを補填していこうと。ただ、条件がございまして、あくまでも生産性の向上を図る取り組みをなさっている農家を対象にしましょうと。ただ、飼料費に対して全部補助するということではござい

せんという形で、生産性の向上対策を実施しております。

○玉城ノブ子委員 生産性の向上を図るということは、これはこれで非常に重要な取り組みであるし、やっていかななくてはいけないと思います。それと同時に、養豚業者の皆さん、畜産農家の皆さん方が飼料高騰に非常に苦しんでいる状況がありますので、これは国のアベノミクス政策で飼料が高騰するという事態になっていることもありますので、私は国に対しても、飼料に対する直接支援をぜひ要求していただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

○長崎祐二畜産課長 養豚経営支援につきましては、平成27年1月16日に開催されました食料・農業・農村政策審議会企画部会地方意見交換会におきまして、山城農林水産部長から、全国一律の支援とあわせて、地域の実情に応じたコストに見合う経営安定対策、このような支援をお願いしたいということで要望いたしております。ですから、全国ただ均一ではなくて、それぞれ地域に応じた問題が起こるはずですから、それに対する経営支援もお願いしたいということで申し入れをいたしております。

○玉城ノブ子委員 ぜひそれは、国に対して申し入れをやっていただくということと同時に、沖縄県としてもほかの支援策が、飼料高騰に対する支援策がないのかどうかということをいろいろ考えていただいて、畜産農家の皆さん方が、本当にもう今の状況では経営を続けていくことができない状況になっているわけですから、沖縄県としてももっと前向きな、具体的なそこに対する支援ができないのかどうかということを検討していただきたいのですが、農林水産部長、どうでしょうか。

○山城毅農林水産部長 畜産課長からは、従来やっている平成25年度から飼料の高騰対策ということで、トン当たり1600円、これは平成27年度まで延長していただきました。この支援とともに、これは全国的な課題でございますので、国でも経営安定対策基金に対する補填を今、積み上げしていると聞いています。これは先ほどありましたように、積み上げの基金を使うときの対象にするときに、地域ごとのコストが違いますので、その地域に合った、コストに見合った制度に見直してもらいたいということを要望いたしました。

もう一つ、沖縄県の養豚の課題は生産性が上がらないということで、本土の平均に比べて大体8割ぐらいの子豚を生んで、事故が発生して、出荷できる頭数は落ちてくるわけです。それを改善することに

よって経営が改善できるということが見えてきていますので、それを今年度事業の中で家畜保健衛生所の職員、研究専門の職員を使いながら、一緒になって農家さんの衛生指導を管理して、事故率を落とすという事業を今スタートさせますので、そういう総合的な対策を組みながら、養豚経営の安定化に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○玉城ノブ子委員 ぜひこれは、畜産農家の皆さん方が持続的に経営を続けていくことができるように、沖縄県の支援策を求めていきたいと思っております。

最後に、先ほど糸満市の真栄平南、真壁南の冠水被害の対策の問題がございました。これも長い間、私たちはずっと被害地対策を要求し続けて、緊急対策ではあるのですが、ようやく貯水池を増設するという事業を進めていることが明らかになっております。先ほども少し話が出ましたが、真栄平南、真壁南についてはもっと抜本的な対策も必要でございます。そのための調査もなさっているということは聞きましたが、ぜひ抜本的な対策を引き続き進めていただきたいということを、まずお伺いしておきたいと思っております。

○仲村剛村づくり計画課長 先ほど来あります糸満地域の湛水問題の解消については、従来の排水の仕組みがドリーネなどの地下水として下流に処理をしていたことがありますので、既存のドリーネを利用する対策について、真壁南地区下流側にある米須地下ダムへの影響も懸念されることもありまして、今、国と連携しながら検討していく部分については調整を図っているところでございます。

また、そういう琉球石灰岩地域における効果的な排水方法については、沖縄振興特別推進交付金を活用しまして、琉球石灰岩地域の排水検討事業というものを現在行っておりまして、この中で、機能が低下しているドリーネ等の機能を回復する新しい技術的な工法の検討も含めて、現在取り組みをしているところでございます。

○玉城ノブ子委員 ぜひそれは進めていただきたいということと、具体的に真栄平南、真壁南と同時に、糸洲後原の冠水被害も大変深刻な状況が続いております。これは沖縄県農業研究センターとの絡みもありましたので、これについて、その後どのような対策がとられてきたのかお伺いしたいと思います。

○生沢均農林水産総務課研究企画監 沖縄県農業研究センターの西側の排水対策につきましては、内部は沖縄県で、外部については糸満市で対応することとなっております。沖縄県農業研究センター内の対

策としましては、貯水池の貯留量の増設工事を実施しまして、平成26年11月29日に完成しております。その貯留量は当初の6万9000トンから9万3000トン、約2万4000トン増強されております。今後、抜本対策としては、沖縄県農業研究センター敷地外での下流部の排水対策が必要となっておりますが、これにつきましても、糸満市の対策工事と連動して対策していきたいと考えております。

○玉城ノブ子委員 これはぜひ早目に進めていただきたいと思うのです。長い間、住民の皆さんはこの被害で苦しみ続けているわけですので、住民への説明はなされたのでしょうか。

○生沢均農林水産総務課研究企画監 この対策、農業研究センター湛水対策協議会につきましては平成23年12月に設置しまして、毎年協議をやっております。平成27年の2月にも実施しております。

○玉城ノブ子委員 糸洲後原の冠水被害については、周辺住民の皆さん方から長い間、湛水被害で本当に苦しんで、何とかしてほしいという訴えがあって、その前に私は住民の皆さんと一緒に沖縄県との交渉を続けてきたのですが、なかなか改善されないということがあって、住民の皆さん方からの熱心な訴えがありますので、これは早目に対策をとっていただきたいと思っております。具体的にできるだけ早く解決ができるように、ぜひ取り組みを強化していただきたいということを、最後に農林水産部長、糸満市のことですのでお願いします。

○山城毅農林水産部長 今、説明がありましたように、沖縄県農業研究センター内については、今年度、貯水池を拡張しまして済んでございます。あと、その貯水池を活用して外側の排水対策、それについては糸満市で、今年度の農業基盤整備促進事業で採択が済んでいまして、今現在、調査設計に入っています。ですから、イメージとしてこのように流れていくというイメージはもうできていますから、そのところをしっかりと次年度から予算をつけて、また早急に対応していきたいと考えております。

○上原章委員長 20分間休憩いたします。

午後3時30分休憩

午後3時54分再開

○上原章委員長 再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

儀間光秀委員。

○儀間光秀委員 まず最初に、農林水産物流通条件不利性解消事業の中で、解消調査事業というものが1615万円予算計上されているのですが、その内容に

ついて御説明をお願いします。

○**宜野座葵流通・加工推進課長** 農林水産物流通条件不利性解消事業を効果的に進めるため、さまざまな角度からその効果や効率的な手法などを検証し、事業の継続した実施につなげるものとして調査事業を実施することとしております。具体的な内容といたしましては、平成26年度の補助事業者に対しましてアンケート調査及びヒアリングを実施いたします。また、アンケート等の調査結果を活用いたしまして、補助事業者の行動変化等による成果の把握、それから今後の事業の方向性について検討するため、平成26年度には生産団体等との会議で意見や現状を聴取し、その結果を踏まえまして、平成27年度におきましては学識者や生産団体等で構成する協議会を設置し、意見を集約することとしております。そのほか、事務改善の手法の検討を行う予定としております。

○**儀間光秀委員** その結果が、農林水産物流通条件不利性解消事業に反映されているという認識でよろしいですか。

○**宜野座葵流通・加工推進課長** そのとおりです。

○**儀間光秀委員** では、農林水産物流通条件不利性解消事業についてお尋ねいたします。

恐らく平成24年の8月か9月からのスタートだったかと記憶しているのですが、今年度に至るまで58品目が戦略品目とお聞きしています。それは間違いございませんか。

○**宜野座葵流通・加工推進課長** 沖縄県の認定する品目は58品目になっております。

○**儀間光秀委員** この58品目を決定する選定条件をお伺いいたします。

○**宜野座葵流通・加工推進課長** 戦略品目は、市場競争力の強化により、生産拡大及び付加価値を高めることが期待される品目となっております。その条件としまして、まず1点目に、一定の市場規模を有し、生産者の所得向上に寄与すること。それから、生産、販売、商品管理に至る一貫した責任体制が確立されていること。3点目に、沖縄県特産のブランドとして全国的に販路拡大が見込まれること。4点目に、一定の生産技術が確立され、高品質、安定生産が見込まれること。5点目に、国際的な市場競争の高まりの中でも、市場競争力の強化が見込まれることとなっております。

○**儀間光秀委員** 今の5つの要件をクリアしたものが戦略品目、補助対象品目になるということですが、例えば、今までの中で取り消された品目はございますか。

○**長嶺豊農林水産総務課長** 取り消された品目については、今までございません。

○**儀間光秀委員** 戦略品目、58品目を決定する選定メンバーの構成を教えてください。

○**長嶺豊農林水産総務課長** 戦略品目につきましては、農林水産部内に農林水産部調整会議を設置しております。これは農林水産部長が会長として、農林水産部長、統括監、そして本庁の全課長という構成で、重要事項について審議をする会議となっております。

○**儀間光秀委員** これは年に何回とか、あるいはこの時期に開いて、品目を決定するというのが年に1回なのか、2回なのかも含めて。

○**長嶺豊農林水産総務課長** 開催の期日は定めていなくて、それぞれ提案があった場合に、戦略品目であれば市町村、いわゆる産地から戦略品目として位置づけてもらいたいということで主管する課に申し入れがございまして。それを受けていろいろ吟味して、提案される時期は特に定めてはございません。随時受け付けているという状況です。

○**儀間光秀委員** 基本的にJAとか漁業協同組合、あるいは畜産関係の団体が窓口となって事務作業とかをやっていると思うのですが、戦略品目を選定する構成メンバーの中に民間というのですか、例えばJAとか、漁業協同組合とかは構成メンバーに入っているのかいないのか。

○**長嶺豊農林水産総務課長** 沖縄県農林水産部の課長以上の職員以外は構成メンバーには入っておりませんが、実際の手続の過程では、それぞれの品目についていろいろヒアリングを行います。そういう過程の中では、それぞれ産地の意見とかは聴取しながら事務を進めていくということとございます。

○**儀間光秀委員** 現場にいる生産者を含めて、JA、漁業協同組合の意見も、先ほどの調査業務もその一環だと思うのですが、しっかり受け入れて一というのは、選定要件の中に、全国的に販路拡大が見込まれることとか、あるいは高品質、安定生産が見込まれること、あと1つ、市場競争力の強化が見込まれること、あくまでも見込まれることと要件でもうたっているんで、その辺、皆さんは数字は押さえ切れると思うのですが、生産者と直接かかわっているJAとか漁業協同組合が、生産者の生産の向上意欲とかその辺も感じている部分があると思うので、しっかりそれを事業に反映させる、品目選定の中に反映させる、そのことによってこの事業が成功していく。

これは今、農林水産部の事業の中でも主たる事業

の一つだと思っています。また、沖縄振興一括交付金ですので、恐らく毎年概算要求して、予算計上して単年度でやっていると思うのですが、平成33年度で終わります。その後に、生産農家、農林水産業、あるいは畜産業に従事している皆さんが自立して、沖縄県外の市場でも自分で戦えるということがこの事業の最終、完結する目的だと私は認識するのですが、沖縄県はどういう認識かお伺いします。

○宜野座葵流通・加工推進課長 今、委員のおっしゃるとおり、平成33年度の事業終了後、この事業をもとに事業者が自立できることを目標にしております。この事業の目的の一つに、集約化、組織化というものがございまして、組織化をすることによって、沖縄県外にも出荷できる体制を整えていくというのがこの事業の目的でありますので、そのように持っていただければと考えております。

○儀間光秀委員 12月に菊農家を視察してきました。この沖縄振興一括交付金、農林水産物流通条件不利性解消事業でとても助かっているという現場の意見も聞いたので、その辺を沖縄県も一緒になって、農家の気持ちに寄り添ってしっかり取り組んでいただいて、沖縄振興一括交付金が終わった後も農家が自立できるように、また今後一緒になって頑張ってもらいたいと思います。

質疑を変えます。園芸作物ブランド産地育成事業は前年度、平成26年度の当初予算では5億6000万円計上されていて、今年度が約5億円削られて4500万円になっている理由をお聞かせください。

○松尾安人園芸振興課長 園芸作物ブランド産地育成事業は、生産条件の整備により産地力の強化などを目的とした事業でありまして、この事業の中身は、園芸モデル産地育成機械整備事業と園芸拠点産地成長戦略事業との2つの事業で構成されております。減額の理由としましては、園芸モデル産地育成機械整備事業が平成26年度に比べ大幅に減ったことによるものです。この園芸モデル産地育成機械整備事業につきましては、農業機械の整備による労働力軽減など、生産条件の整備を支援することによって園芸産地の育成を目的にしたものであります。平成24年度から3年間は、市町村、農業協同組合などの要望に沿って、菊の選花選別機を3年間で272台導入してきました。菊の選花選別機の整備につきましてはほぼ終了したことから、平成27年度からは野菜、果樹を中心に機械整備を行うこととしておりますが、市町村、農業協同組合などからの要望台数の減による減額となっております。平成27年度の事業内容とし

ましては、カボチャ、ニンジンなど路地野菜に係る労働力軽減を目的に機械を整備する予定であります。

○儀間光秀委員 園芸モデル産地育成機械整備事業がほぼ終わったということでの減が最大の理由ということですか。

ちなみに、菊の選別機272台はどういったところに整備したか、お聞かせください。

○松尾安人園芸振興課長 細かい資料は、今、持ち合わせていないのですが、この事業は主にリース事業でやっているものですから、JAおきなわで116台、沖縄県花卉園芸農業協同組合で141台、有限会社沖縄北部花卉園芸組合で6台、その他で10台となっております。

○儀間光秀委員 この選別機の整備はほぼ終了とおっしゃっていたのですが、12月、私もこれを作業したのです。農家にとっても大分負担が減ったということで、この機械でしたら、菊がベルトコンベア式でいって、選別して、束ねて、ぼんと箱に入る。農家もこれが導入されたおかげで助かっているという声もお聞きしております。また、今後とも農家各戸にこういうものを整備していただきたいという声もあったのですが、補助事業でやると費用対効果あたりも出てくると思うのでなかなか厳しいとは思いますが、農家によってはそういう農家もいたということだけでも頭に入れておいていただければと思います。

次に、分みつ糖振興対策事業、含みつ糖振興対策事業もそうですが、今年度8億円から10億円、前年度と比較して増で予算計上されているのですが、その辺の中身についてお聞かせください。

○西村真糖業農産課長 今、委員おっしゃっているのは、恐らく分みつ糖振興対策支援事業のほうだと思いますので、その増額理由を御説明します。

事業内容としましては、分みつ糖製糖事業者の経営安定を目的としまして、気象災害の対策ですとか、製造合理化の対策に対する支援となっております。今回、平成27年度に増額しますのは、省エネルギー等に資する、つまり機器類を効率のよいものにかえるということで整備するわけですが、その事業量が増大したことに伴いまして、7億3215万円増となっております。

含みつ糖振興対策事業につきましては、主な理由といたしましては、含みつ糖工場の古くなっているところを順次整備してきているわけですが、平成27年度の整備予定は多良間村ということで、含みつ糖地域の中では一番大きい工場となっております。そ

れに伴いまして予算が増ということ、7億5827万円余りの増となっております。

○**儀間光秀委員** 不発弾等事前探査事業費、委託で県営18地区、補助金で市町村営18地区、その中身についてお願いします。

○**植田修農地農村整備課長** 不発弾等事前探査事業でございますけれども、農地の面整備などに先立ちまして、不発弾等による災害の防止と安全かつ円滑な施工に資することを目的に実施しております。いわゆる磁気探査で事前に砲弾等の探査をやっているという事業でございます。平成27年度の予定箇所についての御質疑でございますので、平成27年度は県営で18地区、市町村営で18地区やることとなりますが、その細かい内訳でございますが、県営につきましては、ちょうど今一番面整備、いわゆる圃場整備ですが、それが多いのが宮古島市になっておりまして、宮古島市で13地区、そのほかの4町村で5地区実施することとしております。あと市町村営、いわゆる団体営でございますが、これも面事業が多いのは宮古島市でございますので、宮古島市が南上原などの6地区、そのほかは南大東村等7市町村で12地区やることになっております。

○**儀間光秀委員** 知事公室の防災危機管理課も不発弾処理をやって、去年でしたか、担当に聞いたら、あそこも宮古島市の農地の不発弾を受け付けしてやっている様子ですが、その辺の区割りというのですか、防災危機管理課と皆さんの区割りはどうなっているのか。

○**植田修農地農村整備課長** 今、委員御指摘の内容、防災危機管理課でやっておりますのは、オール沖縄を対象にしまして沖縄不発弾等対策事業をやっております。これはオール沖縄というか、沖縄県全域の中で区域を分けまして、段階的に調査を継続してやっているものになります。私ども農林水産部でやっておりますのは、農林水産部の中でいわゆる圃場整備、畑の整備をしなければいけないという区域が決まった後、その工事に入る直前に、工事の中で不発弾等への対策をするために磁気探査をさせていただくということで、これは農林水産部独自で、農林水産省の補助でさせていただいていると。両方ともに復帰直後の昭和50年度から始まっておりますが、その時点から2つのタイプで沖縄県では運用されております。

○**儀間光秀委員** 宮古島市が確かに多いと聞いています。農家から、高齢者の農家だったのですが、余りにも順番が、希望者が多くて、なかなか自分のと

ころに回ってこない。ということは、作物、サトウキビをつくれないう話なのです。だから、その辺も防災危機管理課とも調整が必要になると思うのですが、もう少し予算を上げてピッチを、足を速くしたほうがいいのではないかと思うのですが、今後の取り組みに向けて少しお聞かせください。

○**植田修農地農村整備課長** 平成27年度につきましては、事業費のみでいきますと、平成26年度に比べて3倍の予算を国からいただくことになっております。ただ、3倍になったのは探査する面積が3倍になったということではなくて、平成21年に糸満市で砲弾の事故がございまして、今まで我々の探査といえますのは、1メートルのピッチ、精度で側線を引きまして、水平方向にも1メートル、1本の側線を引きますと鉛直方向にも1メートルの探査ができるということでやっていたのですが、それでは5インチ砲弾に対する探査精度が若干低いので、5インチ砲弾についても探査精度を95%ぐらいの確率で発見できる精度でやろうということで、来年からは50センチメートルのピッチ、水平方向にも50センチメートル、鉛直方向にも50センチメートルのピッチでやろうという形で、探査精度を上げたことによる事業費の増に対応して3倍にさせていただいたということです。

委員御指摘の不発弾探査がなかなか進まないのという部分、我々も苦慮している部分があるのですが、今、宮古島市で圃場整備の数量が多いと申しましたけれども、その圃場整備の進捗に合わせてできるだけ一圃場整備するところは必ず不発弾探査ができるように事業費は準備するよう、探査精度を上げた上でこれからも努力してまいります。

○**上原章委員長** 具志堅徹委員。

○**具志堅徹委員** 最初に、先ほど辺野古制限区域立ち入りに関する知事のコメントというものを何名かの委員が質疑しておりましたが、この知事コメントをさっと読んでみても、政府の動きがそのまま出ている、今回の状況をつくり出しているのではないかと思っております。一つ一つ聞くのも時間ももったいないのですが、聞きたいと思えます。

臨時制限区域の法的な根拠について説明いただけますか。

○**新里勝也水産課長** この臨時制限区域といえますのは、日米地位協定第2条第4項(a)に基づき沖縄防衛局が下記水域を共同使用することについて、日米合同委員会の承認を得たものであると記載されておりまして、辺野古崎周辺が線引きされているよ

うな位置づけになっております。

○**具志堅徹委員** 図面で示された状況と現地でのフロートの浮きぐあいとは全く違うけれども、その辺は確認されているかどうか。

○**新里勝也水産課長** 私も先日現地へ行ってきましたけれども、フロートが浮いている部分はやはり若干動きます。ただ、下に入っているアンカーの部分はきちんと座標が打たれて、明確になっているのかなと認識しております。

○**具志堅徹委員** そこで、コメントの真ん中辺にもあるのですが、沖縄県の調査船が運用上の問題があるということで到底理解しがたいという発信をしているのですが、運用上の理由ということになっているのです。この地域は、作業船と関係なしに、抗議船と関係なしに、米兵が泳いでいる。泳いでいて長島に渡ったりして、ほいほい過ごしているわけだ。そういう面で認知、皆さんは確認できているのか。

○**新里勝也水産課長** そのような実態は把握しておりません。

○**具志堅徹委員** これは俺の土地だと、勝手に公の土地を自分のものにするような形であるフロートが設置されているのですよ。そのフロートが台風で流されて岩にひっかかって、そのまま何カ月間もほったらかされているようなことなども起こっていて、全くフロートの意味もなさない状況だけれども、その辺の状況については認知していますか。

○**新里勝也水産課長** 報道等で確認をさせてもらっているところでございます。

○**具志堅徹委員** 臨時制限区域という形でわざわざ設けて、勝手に網を張って、フロートを張って、そこに沖縄県の行政が入れないということを米軍はやっている、沖縄防衛局はやっている。このことは非常に遺憾で、許される行為ではないということをやまず指摘しておいて、改めて別の質疑をしたいと思っております。

1つは、知事提案説明要旨に基づいてほとんど聞こうかと思っています。東南アジア地域における観光誘客、路線開設、県産品販路拡大等ということで、北京、上海、香港、台北の海外4都市に設置している海外事務所、これに加えてシンガポール事務所を開設するというものがあるので、4つの事務所と新しく設置されるシンガポール事務所の形態というか、どのような状況になるのか、イメージを少し教えてくださいいただけますか。

○**山城毅農林水産部長** それぞれの部が抱えているところで案を考えているところがあるのですが、こ

こは商工労働部の所管で書いているところでございます。香港とか台北事務所、上海も商工労働部でやっております。我々ではどういうものかということとは説明しかねますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○**具志堅徹委員** ピントが外れたりしますが、お許しください。

農林水産業の振興で、これはいいなと思うのは、ホテル・ホテル訓練区域の使用制限を解除する方向で進んでいるということは別個になっているのかな。これも別ですか。その辺についてどうなのか、少し……。

○**新里勝也水産課長** この知事提案説明要旨にも書かれてございますけれども、沖縄本島東側に設定されております米軍のホテル・ホテル訓練区域につきましては、漁業団体とともに国に制限の解除を求めてきたところでございます。昨年7月に一部の水域が解除されております。しかしながら、浮き漁礁の漁業及びソデイカ漁業は対象外となっているということ、解除になった水域がまだ面積的に小さくて、はえ縄漁業などがなかなかやりにくい状況にあるということで、さらなる改善を業界とともに求めているところでございます。

○**具志堅徹委員** 漁民の後継者をつくることとの関係で、いろいろ産業、漁民が魚の資源を確保するために栽培漁業、稚魚を放流している状況のもとで、後継者づくりになかなか目が届かない、手が届かない状況もあるようだけれども、魚の禁漁ということについてどういう段取りが進められているのか。おわかりであれば少し教えてください。

○**新里勝也水産課長** 先ほど少し説明をいたしましたけれども、本県の漁業就業者はこの数十年、右肩下がり減っているところでございます。そのためいろいろな施策を入れて、何とかこれ以上減らないように、現状維持しながら取り組んでいるところでございます。おっしゃるような栽培漁業を含めた、つくり育てる漁業に力を入れておりまして、その中でモズクとか、ウミブドウとかの養殖をどんどん定着させて、若い人が入ってきているところでございます。

もう一つの柱として、資源管理型漁業というのがございます。これは禁漁期とか、あるいは産卵期、期間を制限することによって、資源が持続的に利用できるようにしようということで取り組んでいるところで、事例として申し上げますと、羽地・今帰仁海域でタマンーハマフエフキの放流もやっています

けれども、そこに禁漁期、禁漁区を設定して、少しとるのを我慢して持続的に利用しようということで、20年前ぐらいから取り組んでいます。少しタマンの資源が回復しているという事例もございます。こういうものを総合的に取り組むことによって、漁業者が安心して経営できるように、あるいは新しい方が入ってきていただけるように取り組んでいるところでございます。

○具志堅徹委員 漁民のそういう努力、後継者づくりに反するような形で、ダイバーが潜って、他府県からも沖縄の海に魅せられて来ている皆さんが、水中銃を使ったり、もりを使ったりして、ダイバーが結構フリーで沖縄はふえている。そういう観光で来てもらってはいるが、漁民の資源を枯渇するような行為もあるので、これは何とか取り締まるというか、きちんとやったほうがいいのではないかという話があるけれども、その辺について。

○新里勝也水産課長 ダイバーが潜って魚をとる行為については、潜水器漁業ということで、先ほどの沖縄県漁業調整規則の中でも許可漁業に位置づけられておりまして、許可なく潜水器を使って魚をとる行為は規則違反でございますので、我々は取り締まり対象として指導等をしているところでございます。

○上原章委員長 以上で、農林水産部長及び労働委員会事務局長に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

どうぞ御退席ください。

今回は、明 3月13日 金曜日 本会議終了後委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

午後4時33分散会

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 上原 章